令和2年6月三種町議会定例会会議録 令和2年6月11日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三	浦		敦	2番	平	賀		真
3番	伊	藤	千	作	4番				
5番	児	玉	信	長	6番	清	水	欣	也
7番	加	藤	彦沙	欠郎	8番	後	藤	栄美	美子
9番	成	田	光	_	10番	大	澤	和	雄
11番	高	橋		満	12番	工	藤	秀	明
13番	堺	谷	直	樹	14番	安	藤	賢	藏
15番	小	濹	高	道	16番	金	子	芳	絩

- 一、欠席した議員は、次のとおりである。 なし
- 一、遅参した議員は、次のとおりである。 なし
- 一、早退した議員は、次のとおりである。 なし
- 一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町		長	田	Ш	政	幸	Ē	副		Ħ	lŢ		長	檜	森	定	勝
総	務 課	長	石	井	靖	紀	_	企	画	政	策	課	長	金	子		孝
税	務 課	長	金	子	英	人	F	町	民	生	活	課	長	荒	Ш	浩	幸
福	祉 課	長	加	賀名	4	司	1	健	康	推	進	課	長	佐	々 フ	大 恭	_
農	林 課	長	寺	沢	梶	人	Ī	商	工匍	見光	交	流課	長	工	藤	_	嗣
建	設 課	長	進	藤		敦	-	Ŀ	下	水	道	課	長	近	藤	光	明
琴	丘 支 方	所 長	工	藤	伸	也		Щ	本	: 3	支	所	長	後	藤	芳	英
会	計 課	長	亚	澤	仁	美	į	教		Ī	育		長	鎌	田	義	人
教	育 次	. 長	後	藤		誠	}	農業	美委	員会	会事	務局	長	佐	藤	慶	_

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。議会事務局長 桜庭 勇樹 議会事務局主査 池内和人 議会事務局主任 近藤 亜美

一、本日の会議に付した事件第1 一般質問

議長 金子芳継は、令和2年6月11日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。(午前10時00分 開会)

議 長 (金子芳継)

おはようございます。

本日の出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

日程第1.一般質問を行います。

順次発言を許します。

8番、後藤栄美子議員。8番。

8番 (後藤栄美子)

おはようございます。通告している1件につき質問をいたします。

新型コロナウイルスを耳にすることが当たり前になっているこの頃です。 緊急事態宣言が4月16日に日本国中に発令され、現在は解除されていま す。三種町内の子供たちがマスクをつけながら元気に登校している姿を見受 けられます。

これから梅雨を迎え、蒸し暑い日や、猛暑の続く季節が来ます。また、遅れた授業を取り戻すため、夏休み返上で授業をするとのことです。各学校では冷房設備の教室がないため、町内の施設を利用すると報道で知りました。教室に冷房を設置するにはかなりの予算がかかることですが、子供たちの熱中予防と、そして町としてのコロナ対策として、これを機に設置することを見直したらいかがでしょうか。町としての考えをお聞きします。

終わります。

議 長 (金子芳継)

8番、後藤栄美子議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。教育長。

教育長 (鎌田義人)

8番、後藤栄美子議員のご質問にお答えいたします。

エアコンの設置につきましては、平成30年12月定例会においてもご質問をいただき、既にエアコンが設置されていた校長室、それから職員室、保健室、パソコン教室に加え、令和元年度には、新たに図書室に設置したところでございます。

また、エアコン以外の熱中症対策として、熱中症の危険度を判断する暑さ指数測定器を普通教室に設置しております。最近の夏の暑さを考えますと、エアコンの設置は児童生徒の学習環境向上のためにも、重要な課題と認識しております。

普通教室全てへの配置となりますと経費が膨大となることから、国の補助

事業を活用して設置したいと考えておりますが、現在、学校再編計画の策定に取り組んでいる最中であり、今年度中に取りまとめる予定の再編計画に沿い、計画的に設置してまいりたいと考えております。

学校再編方針への理解が得られ次第、早ければ、令和3年度学校施設環境 改善交付金事業に計画書を提出し、整備していきたいと考えておりますので ご理解のほど、お願い申し上げます。

以上です。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

8番、後藤栄美子議員の再質問を許します。8番。

8番 (後藤栄美子)

今、教育長さんがおっしゃいましたように、以前に伊藤議員が学校に冷房施設ということを質問しております。今現在は最低限の設置がありますけれども、伊藤議員のその質問のときにはまだありませんでした。そして、各教室、体育館等全室を対象とした場合の設置経費が10億円と述べておられます。それから、電気代等を含み維持管理費が年5,000万円程度見込まれると言っておられました。今、教育長さんが令和3年に国の補助事業のことで提出したいと言っておりましたけれども、そのかかる経費といいますか、どのくらいでしょうか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

お答えいたします。

今、概算で計画書を計画しておりまして、町内小・中学校普通教室44教室、それから支援学級15室、計59室の計画で今予算のほうの概算を見積もっております。その概算経費でいきますと、約4,550万円ほどかかる予定となっております。

議 長 (金子芳継)

8番。

8番 (後藤栄美子)

そのときの町の、もし補助対象となってきた場合、町の補助は幾らぐらいですか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

この工事概要につきましては、各学校ごとに設定されております。それで、工事費が400万円以上のものに補助が対象となります。その補助対象率は3分の1となっておりますので、今回の概算設計でいきますと国の補助が1, 160万円ほどとなる予定となっております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

8番。

8番 (後藤栄美子)

町の補助は。3分の1の。

教育次長 (後藤誠)

町の町単でいきますと3,300万円ほどとなります。

議 長 (金子芳継)

8番。

8番 (後藤栄美子)

3,300万円ってかなりの額ですけれども、もし計画として令和3年に 提出して実施されるのはいつ頃になりますか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

令和3年度に計画書を提出しますと、実施は令和4年度となる予定です。

議 長 (金子芳継)

8番。

8番 (後藤栄美子)

それこそ、これからまた暑くなりますので、もう少し早めにとかならないでしょうか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

補助を使うということで、令和4年度ということですけれども、まずお金がかかることですので、優位な補助事業を使うこととしますと、やはり令和4年度となってしまいますので、補助を使わない形で進めるとすれば町単となるわけですけれども、財政が大変厳しいと思いますので、その辺は協議しながら進めていきたいと思っております。

議 長 (金子芳継)

8番。

8番 (後藤栄美子)

地球温暖化で温度が上昇しております。熱中症等で子供たちの健康がとても心配でございます。それで、町長はどのように考えておるのでしょうか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

確かに、昨今は地球温暖化の影響なのか分かりませんが、大変暑い日が続きます。子供たちの学習環境を整えるためにはエアコン設置は検討していかなければいけないことだと思っております。先ほど教育長が申し上げました

とおり、今学校再編のほうの計画をしております。そちらのほうの道筋がしっかり決まった上で、しっかりとした整備に取りかかるということが大前提で考えております。ただ、早めにその方向が示されるのであれば、今ある校舎、そういうところも老朽化はしておりますけれども、使えるものは使っていきたいと思っていますので、そういうところはしっかり整備していかなければいけないと、このように考えております。

いずれにしても補助事業もありますので、そういうのをしっかり活用しながら町としても協議、検討して整備していきたいと、このように考えております。

議 長 (金子芳継)

8番。

8番 (後藤栄美子)

最後ですけれども、それこそ子供たちの元気に、熱中症にならないように、もしできることであれば前倒しということも考えながら、どうかこの事業を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで終わります。

議 長 (金子芳継)

8番、後藤栄美子議員の一般質問を終わります。

次に、11番、高橋 満議員の発言を許します。11番。

11番 (高橋 満)

11番、高橋でございます。

質問については、4つほどまとめておりますけれども、新型コロナウイルス関係というふうなことで考えております。

4月の16日に緊急事態宣言が発表されたわけですけれども、当県には幸い15名で感染は拡大しておりませんし、ほとんどが県外からの方だったというふうなことも含めて、6月1日からは感染が比較的に抑えられている42府県について、出張や帰省での行き来が容認されております。しかし、5都道県との往来については、やむを得ない場合を除いて今月の18日まで避けてくださいと、こういうふうにして求めております。こういうふうな往来の制約というふうなことは観光振興について非常に大きいダメージが継続するというふうなことを考えますと、今後、経済対策をどのように進めていくのか。併せて、第2波、第3波が、いろんな方がおるわけです、必ず来るというふうに言われております。この先、新型コロナウイルスの戦いは、道のりはまだまだ長いというふうに考えざるを得ません。

それで、次の4点についてお伺いしたいと思います。

1つ、基幹産業である農業関連の想定される影響。これに対する町の対策。これはやっぱり、先ほど話ししました中長期的な部分を併せて答弁願いたいと思います。

2つ目。農村の活性化にとって、外から人を呼び込むのは重要な政策手法であるという。これは、農家民宿も含めていろいろな交流をしながら呼び込

むと、こういうふうなことでありまして、移動に制約がかかる今こそが、来れないこういう状況の中ではいろいろな対外的、それからやむなく当町に来れない方々に、どういうふうにして発信していくべきなのか。継続してやるべきなのか、という点についてどのように進めているのかお伺いしたいと思います。

3つ目には、中小規模、それからちょっと書いておりませんけれども、自営業者等の想定される影響、これについての中長期的な当町の単独の対策はどのように考えておるのか。

4つ目といたしましては、今後の休校、当町で新型コロナウイルスが発生しますと約2週間は休校するというふうな取り決めをしておると思いますけれども、当然、県外等々からいろんな方々が当然入りますので、そういう可能性は非常に高くなるわけです。だからそういうふうなものを想定して、さらにプログラミング教育を充実させて、オンライン授業も見据えながら並行して進めていくべきではないかというふうに思うんですけれども、この点についての考え方もお伺いしたいと思います。

以上、壇上での質問を終わります。

議 長 (金子芳継)

11番、高橋 満議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。

その前に、高橋議員さんへお願いします。もう少しマイクに近づいて話を してください。よろしくお願いします。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

おはようございます。

それでは、11番、高橋 満議員のご質問にお答えをいたします。

1点目から3点目のご質問には私からお答えし、4点目のプログラミング 教育の充実については、後ほど教育長のほうからお答えを申し上げます。

1点目の、農業関連の想定される影響と町の単独対策は、との質問でございますが、現段階において当町で生産される農畜産物の中で、収穫・出荷が既に始まっているじゅんさいについては、緊急事態宣言による多業種にわたる休業要請等により、首都圏都市部の市場、飲食店、ホテル等から入る需要のほうが低迷し、出荷量及び流通単価に甚大な影響が出ているところであります。

町では、今後のじゅんさいの出荷量や流通単価の状況を精査し、国の農林 漁業者への持続化給付金事業や県の緊急対策事業などを活用しながら、農家 が今後も営農を続けられるよう、生産者への日本一生産量助成事業による単 価助成拡充のほか、摘み手の方への生活支援を含めた町独自の支援策に取り 組んでまいりたいと考えております。

なお、このほかの農産青果物につきましても、今後、出荷等が本格化していくことから、農家が安心して営農していけるよう出荷販売価格等の動向を

注視しながら、国、県、JA等関係機関との連携を強化し、対応していかなければならないと考えております。

2点目の農村の活性化についてでございますが、これまで町では、移住対策として町の魅力を発信しながら首都圏の方々とイベント等を通じて交流事業を実施するとともに、三種町に来町していただき、地域の方との交流の場を設けPRを行っております。現在は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で首都圏でのイベントを自粛している状況でありますが、SNS等での三種町の情報は継続して発信しております。

また、新型コロナウイルス感染拡大が落ち着くまでは、首都圏の方々とオンラインでの交流も計画しており、今後はこうした交流の場において、当町で取り組んでいる各種事業も紹介しながら、引き続き、三種町に興味を持っていただけるよう努めてまいります。

3点目の中小規模業者の想定される影響と中長期的な町単独の対策についてでございますが、今定例会にご提案いたしております、町の第1次支援策として、中小企業者へ事業継続支援金の給付などを実施するほか、プレミアム率20%の商品券発行により、町内の消費活動を促し、経済回復の下支えを行ってまいりたいと考えております。

また、これらの効果を見極めた上で、さらなる支援策が必要であると判断 した場合は、追加の支援策を講じてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

議 長 (金子芳継)

教育長。

教育長 (鎌田義人)

それでは、私から、4点目のプログラミング教育の充実とオンライン授業 について、お答えいたします。

昨年度、全小学校においてプログラミング教育の研修を実施し、教員の指導力の向上を図り、本年度から算数、理科、音楽、総合的学習の時間などにおいて、プログラミング教育を実施しております。

また、今後、教育活動推進員から小学校教員を対象とした研修会の実施、 各小学校のプログラミング授業への支援をいただき、さらに充実を図りたい と考えております。

3月定例会におきまして、堺谷議員よりプログラミング教育の重要性についてご質問とご提言をいただき、パソコンを持たない家庭の児童生徒が公民館等で予習・復習を行えるよう検討を行っているところでございますが、昨今の新型コロナウイルス感染拡大の影響により計画が遅れている状況でございます。

今後、各公民館にプログラミング教育の予習・復習を行えるよう、パソコンを配置する予定であり、さらに踏み込んだ学習を行いたい生徒には、定期的に教育活動推進員等による講座なども実施していきたいと考えております。

また、オンライン授業を実施するためには、GIGAスクール構想の導入が必要となります。この構想は、小・中学校の児童生徒1人に1台のパソコン(タブレットパソコン)を配付し、それを用いた授業を行うことで、効率的かつ理解度に応じ、一人一人に最適化された学習を目指すというもので、新型コロナウイルス感染症の第2波で再び休校になっても家庭で学習できる環境を整え、緊急時のオンライン学習環境の整備を後押ししようとするものでございます。

現在、各家庭において無線LAN、Wi-Fi環境が整備されているかどうかアンケート調査を行っており、端末については国の公立学校情報機器整備補助金事業への申請を検討しておりますが、各家庭でルーターの整備や通信費の負担が生じること、また、タブレット授業が確立されておらず、オンライン授業のコンテンツもそろっていない状況にあります。

このような状況に加え、通信方法も確立されていないことなどから、導入 については慎重に進めなければならないものと考えております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

11番、高橋 満議員の再質問を許します。11番。

11番 (高橋 満)

それでは、再質問をいたします。

まず、基幹産業の部分で先ほど持続化給付金も含めてやりたいというふうに説明したようですけれども、この持続化給付金の活用というのは、(「マイクにもうちょっと近づいてください」の声あり)すみません。持続化給付金の活用というのは、非常に課題が山積しているというふうなことで運用についても非常に議論されているところであります。先ほど、これ活用というふうなことでお話しされましたけれども、例えば、この持続化給付金の窓口というのは、どこが窓口になると想定しておりますか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

町の中小企業等の持続化支援金は、対策室と商工観光交流課が連携して対応したいと考えてございます。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

それでは、農業関係の給付金は、どちらのほうでやるんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)

お答えします。

農業関係の持続化給付金については、先般、県のほうからチラシ等が配付されまして、じゅんさい農家のほうですが周知しているところでございます。全国の問い合わせ先として、持続化給付金事業コールセンターというところで問い合わせていただき、各JAや振興局が相談に応じるということになっております。ただし、農業関係の持続化給付金に関しては、国の専用ホームページから直接電子申請する必要があるとのことでございます。

以上です。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

11番。

この持続化給付金の、いわゆる窓口、さきの説明ですと中小企業等、それから農業関係、また分かれて窓口があるという非常に混乱する、そういうふうな流れになるのではないかと。今の、対策室が設けられております。こういうところにいろいろな課の対応もできるように対策として盛り込んだら、もっとスムーズに進むのではないかというふうに思いますが、当局はどのようにお考えですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 すみません。先ほどの答弁に訂正がございます。国の持続化給付金という ご質問だと思いますが、国の持続化給付金につきましては、町が申請につい て関与をしてございません。ただし、商工会で申請についての相談、これを 行ってございますので、自分で申請が困難な場合は商工会のほうにご相談に 行っていただきたいと思います。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

11番。

今のお話しされた内容については、国それから県、こういうふうな流れになって非常に煩雑だと思うんですよね、申請する方々は。ですから、そういうのを町としてどうするのか。サポートするのかというのが非常に重要になるし、スピードもあるというふうに思うんですけれども、その考えはないものでしょうか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

やはり今回、経済対策室を設けた以上は、やはり何かの相談はその経済対

策室でまずは受け取りたいと思います。それから各課いろいろご相談の上、 対応をしていくというのが町としての協力の仕方でないかと私は考えており ます。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

11番。

今、町長がそのようにご答弁されて大変心強く思います。ぜひ町内の方々に一刻も早くそういうふうな窓口があるんだよということを知らせていただければ大変ありがたいなというふうに思います。これは早急にお願いいたします。

次に、農産物関係で、先ほどもちょっとじゅんさいのお話ありまして、ちょっとお聞きしますけれども、当初は10円、収穫した重量に対して行うという、当初の計画でありました。それを今、内部でいろいろと考えておるようですけれども、これには加工業者さん方からの要望もありますし、そういうふうなところをトータルで総合的に考えて、まだ確定はしていないと思うんですけれども、当局の今ある考え、構想といいますか、それがもし数字的に分かるようでありましたらお知らせ願いたいと思います。

議 長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)

お答えします。

現在、じゅんさい日本一生産数量助成ということで、例年キロ当たり30円の出荷助成を行っているところはご案内のとおりです。そのほか、継続支援事業ということで、昨年の干ばつ等々の影響で30円に10円を上乗せ、40円にして当初予算で議員の皆さんにお願いしたところでございます。そこで、ご質問のほうの新型コロナウイルスの影響の支援助成ですが、町に業者登録している集荷業者に対し、じゅんさいを出荷している生産者、先ほど町長からのお話もありましたとおり、生産者及び摘み手の方への助成も今検討しているところでございます。具体的な数字ということでご質問ありましたので、新型コロナウイルス影響の支援助成の上乗せ金として、出荷農家に対してキロ30円、それから摘み手、通称採り子さんですが、その方にもキロ30円の助成を考えて検討中でございます。

以上です。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

11番。

加工業者、いわゆる集荷する方、加工する方々の補助はちょっと聞き漏らしましたけれども、幾らぐらいでしたっけ。

議 長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)

お答えします。

今現在、加工業者さんへの、失礼しました。買取りに対する助成ということで要望されておりますが、現在、加工業者さんの経営に関しては、1法人、企業としても勘案しなければならないですし、国の助成金もあるということで、今現在、具体的な数値の、検討は行っておりますが、具体的な数値のほうには至っておりません。今後、町長と詰めたいと思っております。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

11番。

数量補助については、30円に10円プラスして当初計画持っておりますので、それに30円プラスということは70円ということになりますが、そうですかね。

議 長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)

生産者については、議員おっしゃるとおりでございます。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

分かりました。中途半端なこういう補助というのは、なかなかその効き目が遅いというのか、ですので、この金額は11月ぐらいにならないと確定はしないと思いますけれども、少なくとも現在収穫している方、それから採り子の方には、やっぱり力強い町からの補助が、非常に重要だというふうに思いますし、また、まだ総額では当然分からないと思うんですけれども、単価がもし確定するとしたら早めにこれも知らせて、頑張る力が湧いてくるんではないかというふうに思います。ただ、この単価ではちょっといまいち、非常に少ないと思いますし、これが例えば30円だとしたらどの程度、前年ですと支出になるんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)

お答えします。

毎年、過去数年の平均値、出荷量の平均値を取りますと230トンの集荷生産量でございます。それに30円を掛けますと690万円。摘み手さんの分も同じで、合わせて、(「1, 380万円」の声あり)1, 380万円ということになります。

以上です。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

これは当局のほうでいろいろと予算を捻出して出すものですから、インパクトのある金額をお示しいただいて、早めに一般の方々にも知らせるようお願いをします。

それに併せて加工業者さん、これもいろいろとその販売先であったり、それから取引先であったりの当然影響があります。大きい業者さんもいるし、小さい業者さんもいると思います。対象になる、町で考えているような対象になる方もおりますでしょうし、おらないかもしれません。ですから、やはりこういうふうなものも早急に検討という言葉では、これやっぱりスピードが必要です。やっぱり頑張ろうという気力を持つためにも、早めに町の考え方を示すべきだと思いますが、いかがですか。

議 長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)

お答えします。

高橋議員さんのおっしゃるとおりだと思っております。ただ、先ほど議員からもありましたとおり、出荷量に対しては実績払いとなりますので、もしかすると12月の補正で議会のほうにお願いすることになるかと思いますが、スピード感を持って9月にもし間に合えばと思っております。

なお、今回の助成については、摘み手さんの、採り子さんの分も含まれておりますので、これは初めてですので、今議会終了後に一応事務連絡でじゅんさい農家の生産者のほうには摘み手さん何人とか、何キロぐらい、記録のほうをお願いするということで早急にご連絡を申し上げてご案内したいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

11番。

それでは、早急に進めてもらいたいというふうに思います。

次に、農業関係でいくと付加価値の高い品目、例えば花卉であったり、いろんな品目があるわけですけれども、やっぱりこういうふうな品目、それから学校給食などの納入しているもの等々、いろんなその角度で影響が出るというふうに私は思うんでありますけれども、こういうふうな方々にもアンテナを張りまして、いろんな角度から進めていかないと次年度、長い目で見るともう来年、再来年も影響があるのではないかというふうに思います。先ほど町長がご答弁された対策室での部分で相談は取りあえず受けるというふうなお話でしたので、そういうふうな連絡も早急に広報等々で出していただき

たいなというふうに思いますが、いかがなもんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

高橋議員おっしゃるとおり、早急にそういう助成、いずれ経済対策室のほうでまずワンストップでお話を受けるということを、しっかり対象の皆様には周知できるように努力していきたいと思います。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

大変、明快なご回答をいただきまして、大変うれしく思っています。

あわせて、農業関係だけではないんですけれども、無利子・無担保の融資であったり、資金繰りであったり、固定費の支援、これからはどんどん必要になってくると思います。そういうふうなものも、この対策室でアドバイスをしてくださるようお願いをいたします。

次に、2つ目の農村の活性化にとってという部分でございます。5月の大 型連休中、ある県の知事さんが、今は来ないでけれと、こういうふうにして 移動の自粛を強く要望しておりました。大変力強かったと思っております。 しかし、移動自粛が段階的に解除されましたが、すんなりこの我々のほうに 足を向けて、その方々が来るものなのか。だからこういうときこそ都市交 流、農村交流の後遺症が出ないように、町はそのアフターをするのが非常に 大事だというふうに思っております。例えば、温泉がありますし、農業体 験、それから農家民宿、グリーンツーリズムなど、いろいろなところで移動 制約がかかった影響が出ております。どうか、イベントが中止になったので 訪問できない方々もおるわけですから、ぜひ、先ほどもちょっとお話ししま したけれども、SNS、全員がやっているかちょっと分からないんですけれ ども、今現在のこういうふうな様子、これを動画でやったり、それから帰省 したくてもできない、そういう方々にも動画で伝える。いろんな手段がある と思うんですけれども、それを全て町でやるというのはかなり問題点が多い かと思います。町もかかると思います。そこでですね、たしか三種町に農泊 推進協議会というところが設立されて、大変いろんな角度から進めていると いうふうに新聞等でも出ております。こういうところとタッグマッチを強く して、こういうふうなその情報発信を早く、こういう方々の付き合いのある 方々に行けるように、こういうものに予算を持って進めたらいかがというふ うに思っておりますけれども、当局の考え方をさらにお願いしたいと思いま す。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長お答えいたします。

今、議員のお話にあるように、農泊のほうの関係の協議会というところがありまして、農泊関係について活動をしていただいておりますけれども、町のほうとしてもそちらのほうと連携はしつつ活動のほうに協力しているところでございます。それで、農泊関係につきましては、そちらのほうで主に進めていただいているところでございますけれども、昨年度いろいろなメニュー的なものをですね、プログラム関係のものを開発していただいております。そして、また今年度、令和2年度はそのプログラム関係を実施する体制を整えるというようなことと、それからモニタリング等を通じてプログラム販売を開拓していく計画でいたところですけれども、このコロナの感染予防の関係で現状では停滞しているところでございます。ただ、引き続き関係機関、関係団体と連絡を取りながら、この状況が落ち着いたときにはすぐに取りかかれるように下準備をしていっていただきたいというふうに思っているところでございます。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

11番。

私が言いたいのは、都市部の方々に、はい、移動自粛が解除されたよって、はいそうですかって来れないと思うので、逐一その状況を今当町のことを、そういう方々に伝達する。動画というか、いずれにしても、だからさっきちょっと、やれると人とやれない人がいると思いますけれども、そこら辺私よく分からないんですけれども、そういうふうな継続した取組が解除後に我が町にすぐ来ていただけるのではないかというふうに個人的に思っているので、その点について当局はその農泊推進協議会等々の会議だけではなくて、そういうふうなその部分についてどうするかということを話し合っていただいて、それにもし予算がかかるのであったら、それは町のほうから委託するなりして進めてはいかがでしょうかというふうに質問をしたいと思います。答弁を求めます。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長お答えいたします。

協議会のほうと、まず連絡も取りながらそこら辺について相談させていただき、今後のことについてまた検討していきたいというふうに思っております。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

それでは、ちょっときついんですけれども、いつ始めますか。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長お答えします。

協議会のほうでは、定期的に集まっているところですので、そういうような場でいろいろ向こうのほうのお話も聞きながら、今後のコロナのこの状況がある程度落ち着いたときに、どういうふうに臨んでいくかも含めて何か町のほうで協力できることがあれば、協力していきたいというふうに思っておりますし、その辺の内容についてもそういうふうな場を通じて相談していきたいというふうに思っております。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

その協議会との打合せというのは定期的というと、月1を指しているのか、それ以外なのかもちょっと分からないんですけれども、教えてください。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長 協議会のほうで、現状ではこういう状況なものですから、開催控えているというところでございますけれども、その辺については向こうのほうとも連絡をして、早急に向こうのほうの団体のほうと話をするようにしたいというふうに思います。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

11番。

では、早急にそのように進めていただけると大変ありがたいなというふうに思います。

ここで、協力という言葉、非常に耳の奥に引っかかるんですけれども、やっぱり行政と一体となってこういうふうな推進協議会等をやるべきことだと思いますけれども、やっぱりあくまで協力という言葉なんでしょうかね。どうでしょうか。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長 農泊関係につきましては、法人が先になっているわけですけれども、そちらのほうが主になってやっているというところで認識しております。そういう意味で、町でも協力という表現でいいかというようなご質問なわけですけれども、町としても町のほうに交流人口なり、あるいは関係人口が増えてい

ただくことは大変ありがたいことでありますので、そこら辺も含めて町でもできるものはそちらのほうと相談しながら、お互いに連携を取ってやっていきたいという、そういう意味での協力というふうな考えでいるところでございます。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

この協議会には温泉施設の代表者等々もなんか入っているようです。ですから、いろんな方面の方々がこの協議会で町のために、地域のために頑張ろうとしているというふうなことですので、単独の組織でなく、いろんな多岐にわたる方々が入っている会であるということを頭に入れて、あくまでもやっぱり行政一体となってやるという考え方を前面に出して、早めにその会合を開いていただきたいというふうに思います。

次に、3つ目の中小規模事業者の関係ですけれども、まず中小企業、町内586事業所があるそうでして、そのうち400事業所が対象になると。中小企業持続化継続支援金という報告を受けているんですけれども、この186事業所が対象にならないというのは、ちょっと私も勉強不足でよく分かりませんので、ちょっと詳しくご説明願いたいと思います。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答え申し上げます。

対象事業者を400事業所と町が設定したわけですが、実際どの程度コロナウイルスの影響により企業の経営に支障を来しているのかを把握するには至ってございません。その中で業種別の分類がありますので、製造業、小売業、あと飲食、宿泊業、サービス業等々を計算いたしますと360社程度になりますので、おおむね400社は影響を受けるのではないかという推測を基に400社と設定しております。実際、これよりも増えた場合は予算を補正して対応してまいりたいと思います。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

これも窓口は多分、先ほど町長がお話ししたとおり、これは商工会のほうで窓口になると思います。それでもなおかつ分からない方がおりましたら、 先ほどの答弁のように対応をしていただきたいというふうに思っています。 それで、上垂せ分の40事業所というのは、どういう事業所を想定してい

それで、上乗せ分の40事業所というのは、どういう事業所を想定しているんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

秋田県の休業要請の対象となった飲食、宿泊事業者が42社ございました。この中には該当にならないであろうという学習塾等も含まれてございましたので、最大、個人事業者はちょっと把握できませんので最大40社程度を見込んで40社としたものでございます。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

11番。

この40事業所で外れるところはないものなのでしょうか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 支援金の給付につきましては、基本、申請を基にいたしますので、町としては制度の周知に努めますが、漏れのないように申請していただければと考えてございます。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

それで、中小企業等の事業補助金、これについて利子補給をするというふうなことで決めております。この内容について、ちょっと教えていただきたいと思います。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

秋田県の制度であります経営安定資金(危機対策枠)、上限3,000万円の貸付期間が10年以内の据置き5年以内という資金制度でございます。これにつきまして、当初3年間は秋田県が利子補給をするものでございます。町としては、その県の利子補給期間が終わった4年目以降の利子分について資金返済まで全額利子補給するということを考えてございます。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

分かりました。この利子補給補助金については、今後このコロナ対策が終わるまでは非常に長いお付き合いになると思いますけれども、当然その継続してそのように行うということなのでよろしいでしょうか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

現在のこの経営安定資金(危機対策枠)につきましては、本年の令和2年度の12月末までの信用保証を認められたもので、令和3年度1月末までに貸付け実行の行われたものとされてございます。これについて今、町として利子補給をしようと考えてございますので、県の制度がもしこの後変更されることになれば、またそれに合わせた対応策を検討していくことになります。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

分かりました。この苦難のときを乗り越えるためには、早め、早めに対策 を講じるということが非常に肝要だと思いますし、先ほどもちょっと農業関係でもお話ししましたけれども、無利子・無担保の融資だったり、資金繰り の無理や固定化の支援、これについても内部で検討して早急に進めていただ きたいというふうにお願いします。

次に、4つ目のプログラミング教育を充実させてオンライン授業を進めるべきだというふうにお話ししておりますけれども、当町はこのプログラミング教育について先ほど教育長さんが話したとおり進めているというふうに理解はしておるんですけれども、いわゆる文科省の事業のGIGAスクール構想にはなんか消極的だというふうに個人的に受け止めたんですけれども、この点について再度ご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

お答えいたします。

今のこのGIGAスクール構想につきましては、準備を進めております。 文科省のほうでは2023年度までということでありましたが、前倒しして 今年度に実施するということでございますので、今準備を進めておりまし て、準備が整えば9月補正のほうに提示していきたいというふうに考えてお ります。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

11番。

このICT、いわゆる情報通信技術というのは、非常にこのコロナの対策には必要不可欠なものに、どうもなりそうだというふうなことで、いろいろな県それから公立の学校、私立もやっているところはあるんですけれども、公立の学校でももう取り組んでいるところがあります。その学習の遅れを取り戻そうとして、当然先生方も焦るでしょうし、子供にもしゃべってはいけないというふうに考えてしまう、そういうふうな非常に悪循環が起きるわけ

です。タブレット端末、これを1人に1台ずつやって、例えば教室でも、何て言いますか、1人ずつ間を空けるにしてもこのタブレット端末はやっぱり準備をし、早急に学習環境を整備したほうが私はいいかというふうに思っておりますし、実際に新聞に出ていたんですけれども、能代市さんであったり、藤里さんであったりも、もうタブレット端末を用意すると、準備するということでもう決めております。こういうふうなことを考えますと、先ほどの説明では、なんか非常に遅いんではないかというふうに感じておりますけれども、その考えに変わりはないのかお答え願いたいと思います。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

先ほどもお話ししましたが、今年度中の整備を目指して今進めております ので、その辺ご理解お願いします。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

分かりました。ぜひスピードのある対応をするべきだというふうに思います。

いろいろと聞いてみましたけれども、最後に町長のほうから、いろいろな その対策を講じる、これがやっぱり先ほどお話ししましたスピードある対応 が必要だというふうに思いますが、町長が先頭に立ってやるというふうなそ の意気込みをお聞かせ願いたいと思います。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

確かに、この対策についてはスピード感が必要だと思っております。ただ、やはりいろんな実績、結果が出てこないと対応できない部分も多々ありますので、そういうところもしっかり見極めながら早く対応できるものはします。そういういろんな結果が後に対応しなきゃいけない部分もありますので、そういうのもしっかり分けながら対応してまいりたいと思っていますので、ご理解していただきたいと思います。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

スピードを上げるというふうなことと、それから、いい政策を持っている んであったら早めに情報を皆さんに出していただくというふうなことをお願 いして質問を終わります。

議 長 (金子芳継)

11番、高橋 満議員の一般質問を終わります。

次に、12番、工藤秀明議員の発言を許します。12番、工藤秀明議員。

12番 (工藤秀明)

質問の前に、皆さんに私の通告書に誤りがあり訂正をお願いします。下から5行目の「平成25年」を「24年」に訂正してください。

それでは、私からはさきに通告してある2点について質問をいたします。 1点目は、町道の側溝や落蓋についてです。

私の記憶では、町で過去2回補修工事を行われていると思います。1回目は、側溝4本をボックスに交換したという。それから2回目は、悪い落蓋交換でした。そのときに特にひどい状態でした。本体の側溝が劣化が激しく、新しい蓋にしても側溝とかみ合わないのに無理に合わせた状態であり、歩行者が安全に歩行できるようにするために町としての対応は。

2点目は、危険性のある空き家対策と補助金事業の拡大についてであります。

危険性のある空き家が毎年増えていると思われます。既に倒壊が始まり、 近隣町民に迷惑がかかっていて、衛生、保安、環境、管理が適切に行われて いない空き家や、県外に所有者がいて連絡を入れても返事がないなど、そう いうケースも多くあって、せっかく手続を踏んで取り組んでも状況改善へ進 展しないなどが問題があります。

これらのケースの中には、何年もたっている空き家もあると思います。そ ういう空き家こそ適正管理条例の対象になるのではないでしょうか。

また、大阪でブロック塀の下になり小学生が死亡した例があり、その時期にブロック塀、樹木など歩行者に危険な箇所を教育委員会や建設課などの職員が町内を回り確認されたと聞いています。人命に関わることなので、補助金の対象とするべきと考えるが町としての考えは。

以上で、壇上での質問を終わります。

議 長 (金子芳継)

12番工藤秀明議員の壇上での質問が終わりました。 当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、12番、工藤秀明議員のご質問にお答えいたします。 初めに、町道の側溝や落蓋等についてお答えいたします。

町道の維持管理における経年劣化した側溝の補修、蓋板の交換、道路幅員 確保のための蓋板設置などについては、自治会要望や建設課職員の道路パトロールにより、危険度や必要性などを適宜判断の上、年度ごとに整備計画を 策定し、現在、事業を進めているところであります。

ご指摘の路線につきましては、既に現地を確認しており、今後の整備計画に基づき順次対応してまいりますので、ご理解のほど、お願い申し上げます。

続きまして、空き家対策と補助金事業の拡大についてお答えいたします。 工藤議員ご指摘のとおり、当町の空き家も年々増えてきており、現在、町 で把握している空き家は約550件ございます。

補助金の利用が、過去5年間に比べると令和元年度では倍増しているとのご質問ですが、今年度も既に10件の申請がございます。これにつきましては、令和元年度から空き家解体の補助対象基準を緩和し、レベル2の「屋根のトタンの飛散や外壁の大規模損壊といった著しい損傷のある空き家」も対象としたため、補助金の申請件数が増加しているものと推測しております。

次に、三種町空き家等の適正管理に関する条例の必要性を考える時期に来ているのでは、とのご質問ですが、条例に規定している行政代執行については、事務手続上、期間を要するほか、解体費用は町が支出した上で義務者に対し納付を命じ、その費用を徴収しなければなりません。徴収できない場合は、町の財政負担になるということも危惧されます。

現在も危険な空き家に対し、住民から苦情が寄せられているのも事実でありますが、町といたしましても現状の把握をしておりますけれども、所有者や相続人から委任された者、また、自治会の協力を得て解体する以外に有効な方策はないと考えております。

ただし、台風や災害などにより家屋の屋根等が飛散するおそれがある場合などには、危険回避のため消防署等と連携を図りながら応急処置で対応しておりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、歩行者に危険なブロック塀、樹木も補助対象にするべきとのご提言ですが、道路、児童が利用する施設等に面しているものに関しましては、自然災害等による倒壊、倒木があった場合、けが等を負う危険性もあることから、安全安心なまちづくりのためにも、今後、他の自治体の事例も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

12番、工藤秀明議員の再質問を許します。12番。

12番 (工藤秀明)

まず、この今の指摘の側溝は、いつ頃施工されたのか。また、県道から町 道に移行された年度は。分かる範囲内でお答えください。

議 長 (金子芳継)

建設課長。

建設課長 (進藤敦)

お答えいたします。

議員おっしゃるその路線、一本木1号線については、昭和54年旧琴丘町時代に町道認定をしております。その時点での、それ以降の改修した記録でございますが今のところありませんので、最近で改修したのは平成30年度、それと平成24年度において蓋板の交換を一部施工しております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

コンクリートというのは永久物ではないし交通の量、車が多く通るとかやっぱりそういったところは激しく傷むということだと思います。これ、あれですか、大体側溝でも蓋でも平均的に40年とか50年とか70年とかあって、そういう平均的には何年物なのでしょう。

議 長 (金子芳継)

建設課長。

建設課長 (進藤敦)

お答えいたします。

明確に何年もつとかは、まずそのコンクリート2次製品についてはまず示されているわけではございませんけれども、我々日常パトロールとあと地域住民からの通報等により、ひび割れ等損傷あった場合は随時交換しているということでございます。

以上です。

議 長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

前に同僚議員も質問してあったけれども、建設課が町内も見回りしているということであったので、今回の場所の件はいつ頃見たのでしょうか。見なかったんですか、回ったときには見なかったか。あるいは今回指摘した場所はいつ見たんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

建設課長。

建設課長(進藤敦)

一番直近では、今週の月曜日確認しております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

今までパトロールしたときには見逃したとかということなのかな。見たと きの感想はちょっとどういう感想持ったでしょうか。

議 長 (金子芳継)

建設課長。

建設課長(進藤敦)

お答えいたします。

確かにその路線の踏切に向かって左側、鹿渡神社からですけれども、L型側溝入ってございます。その上部の部分が除雪等でまず削られて、まず結構傷んではいるんですけれども、L型側溝としての機能をまず持っているという感じは受けました。あと、その手前の落蓋側溝でございますけれども、ま

ず型の古い側溝ではございますが部分的に蓋の設置替えを行っておりますので、現在のところ、がたつき等の確認はなかったと記憶してございます。 以上です。

議 長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

見ても分かったとおり、とにかくかなり側溝の傷っていうのか、耳っていうのかちょっと言葉は分かりませんけれども、それがぼろぼろに傷んでいると。それで鉄筋も出てきていると。そういった状況に、蓋をかけるときに切断して、当たり前は1枚の蓋でいくんだけれども、切断して入れていると。いろいろ都合あって入れたと思うけれども、こういうのは蓋の強度的な問題もあるだろうし、また、蓋が切断すれば鉄筋が出ているわけね。切断したところはもう鉄筋が必ず出ているはずです。それから水、雨、そういうのでさびていくのが早くなるということだと思うけれども、今、強度的な面あるいはああいう2つに分けて入れた理由かなんか、ちょっとお願いします。

議 長 (金子芳継)

建設課長。

建設課長 (進藤敦)

お答えいたします。

まず、側溝に設置している蓋板ですが、長さ50センチのものを使用しております。側溝の敷設延長がその50センチの倍数であれば1枚ずつ加工なしで設置できるわけでございますけれども、例えば最終的に30センチの余りが出た場合、やっぱり蓋板を30センチに切断しなければならない状況が出てございます。その製品の強度でございますけれども、メーカーで公表されている強度でございますが、今現在使用しているものは3種品で25トンの輪荷重に耐えられるものでございます。切断したからといってその強度が半分になる、そういうことは決してございません。そういうこともございますので、まずパトロールでそういうものを発見した場合はその交換するという形を取ってございます。

以上です。

議 長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

一番先に町長答弁してあったけれども、この後の対応に計画にやるというか、そういうふうに検討するということで、そういうことでいいですか。

議 長 (金子芳継)

建設課長。

建設課長(進藤 敦)

先ほどの町長答弁のとおり、今後の計画に盛り込んで施工してまいりたい と考えてございます。 以上です。

議 長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

1点目はこれで終わります。

2点目です。危険な空き家とは。誰も人が入っていないからみんな危険だということではないですね。そういうことで、町内にこういう無人の状態で誰もいないという建物が、先ほど町長の答弁に550軒あるってあったけれども、その中で特に近隣に迷惑がかかっている、あるいは既に倒壊が始まっている、飛散しているというような状況の危険な空き家は何軒ぐらいあるのか。

議 長 (金子芳継)

町民生活課長。

町民生活 (荒川浩幸)

課長お答えいたします。

最近、今年に入ってまず苦情何件か来ておりますけれども、琴丘地区に関しましては一本木の東北ののり面の現場を確認しております。そこに関しては本当に危なかったので、まず消防署と連携を取りながら屋根のトタンを剥がしたりしております。あと、森岳地区がまず二、三軒ほど。あと八竜地区が二、三軒ほどありまして、特に危険な家屋に関しましては消防署と連携を取りながら対応しております。

議 長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

今、一本木の空き家を見たということですけれども、二階建ての二階がないと。そういう状態ですよね。それで、二階建てであった横の縦かな、屋根にそのまま覆いかぶさっているんだよ。それで、屋根よりもまだ出ているのよ。それも見ましたですか。

議 長 (金子芳継)

町民生活課長。

町民生活 (荒川浩幸)

課長 その柱のほうを2本、消防署のほうから撤去しておりまして、向かいの飯 塚さんには伝えております。

議 長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

この1軒はあれですか、所有者とそれから地主というか、そういうのは違うの、それとも所有者が全部、屋敷も全部持っているの。それと、まずそこを聞く。

議 長 (金子芳継)

町民生活課長。

町民生活 (荒川浩幸)

課長 所有者に関しましては、こちらのほうで調べまして、まず先日も通知して おります。今現在、愛知県のほうに住んでおりますけれども、先日、通知し た際には住所不在ということで戻ってきております。

議 長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

これは、この愛知のほうへ連絡して本人からは通知が戻ってこないけれども、連絡がないっていうやつは10年もなるんじゃないかな、もう。結局その間に何回やったか分からないけれども、結局いなくなるという。それで、固定資産税とかそこはどうなっているの。

議 長 (金子芳継)

税務課長。

税務課長 (金子英人)

お答えいたします。

固定資産税につきましては、こちらのほうで空き家全ての固定資産税のその納付状況等は情報収集は行っておりません。それで先ほどの宛先不明で戻ってきた方の固定資産税につきましては、当課のほうでも納税通知書は当然送っているわけですけれども、それもこちらのほうに宛先不明で戻ってきているはずです。その場合の固定資産税につきましては、滞納という形で進んでいくということになります。

以上です。

議 長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

それでは、固定資産税は土地も建物も一緒にその方に請求しているってい うこと。

議 長 (金子芳継)

税務課長。

税務課長 (金子英人)

お答えします。

その土地の所有者、家屋の所有者、それぞれ同一であれば同一人物のほうに納税通知書を送付しております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

もう一回ちょっと、もう一回言ってください。

議 長 (金子芳継)

税務課長。

税務課長 (金子英人)

所有者とその土地の所有者ということだと思うんですけれども、それぞれ家屋、土地それぞれの所有者に対してこちらのほうでは納税通知書を送るということになります。議員お聞きの、その一緒かというのは土地と家屋の所有者が一緒であれば、そこは当然1つの納税通知書として送付されるということになります。

以上です。

議 長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

そうすれば、今、土地と所有者は一緒だということでいいんですか。そう いうふうなことで思っていいんですか。

議 長 (金子芳継)

町民生活課長。

町民生活 (荒川浩幸)

課長 愛知県のほうにまず通知したところまだ戻ってきておりませんので、まず 所有者はこれから再度調べて通知したいと思います。

議 長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

今まで自治会で撤去した例は何例あるのか。また、金額的にも10万円から300万円弱ぐらいの開きもあるんだけれども、こういうのはどうしてこんなに違うのかな。ちょっと分かりますか。

議 長 (金子芳継)

町民生活課長。

町民生活 (荒川浩幸)

課長お答えいたします。

今まで自治会で解体した例は6件ほどあります。それでまず解体金額に関しましては、約150万円から200万円前後かかっております。

議 長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

それはそうだけれども、その例えば最低が30万円ぐらいで終わっているのかな、大体そのぐらいで。それで、300万円ちょっと欠けた290何万円ぐらいが最高なんだよな。その開きっていうのは、どういうあれでそういうふうになっているのか。ちょっと分かりますか。

議 長 (金子芳継)

町民生活課長。

町民生活 (荒川浩幸)

課長 お答えいたします。

解体に関しましては、主に重機の借り上げ、あと人夫賃もありますけれども、そのほかに撤去費があります。まずこの撤去費に関しましては、約金額の4分の1ほどかかりますので、そういうものも含めまして金額に差がありますが、空き家のほかにまず家と一体となった倉庫もありますので、その倉庫を解体した場合はまた金額が加算するという形になっております。

議 長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

今、一本木の例の件も危険な空き家もいいところですよね。そういう場合に、やっぱり今までやらなかったっていうけれども、お金もらえない可能性もあるということは先ほど町長もしゃべったけれども、なんかこういい方法、家をもらうとかなんかいい方法ないものですか。どうですか。

議 長 (金子芳継)

町民生活課長。

町民生活 (荒川浩幸)

課長 お答えいたします。

これに関しましては、先ほど町長もお答えしたとおり行政代執行となりますと、なかなか厳しいものがあります。そこでまず今一番お勧めしているというか、相談にも乗っておりますけれども、やっぱり自治会に依頼してまず今後空き家を解体していく方向で検討をしてまいりたいと思います。

議 長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

地域の空き家を解体している場合、冬になればそこへ除雪の雪を投げることもできるしいい面もあるんだけどね。それから、今、後のほうで、ちなみに昨年八峰町では、22件の解体があったと、うちのほうは14件ということであったけれどもね。大阪でブロックの、壇上でも言いましたけれども、その件のときに教育委員会、それから建設課、回ってみた、どこかやっぱり危ないところがやっぱり数か所あったとかなんかそういう回ったときの感想を聞かせてください。まず教育委員会から。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

お答えいたします。

大阪で倒壊事故があったときは、教育委員会のほうでも何か所かありまして、その部分につきましては改修済みでございます。それから、令和元年度、昨年度なんですけれども、各通学路の点検を行っております。教育委員会、建設課、町民生活課、スクールガードリーダー、能代警察署、国土交通省、能代河川国道事務局の皆さんと8月の16日に点検を行っております。

その際に、やはり通学路の中でブロック塀の傾き、それからひび割れ、そういうふうなものが何か所か確認されております。ただ、この部分については学校から子供たちに安全指導をお願いしたり、通学の際はスクールガードリーダー、スクールガードの皆さんから安全確認をしながら現在登校を行っている状況でございます。

議 長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

建設課もお願いします。

議 長 (金子芳継)

建設課長。

建設課長 (進藤敦)

お答えいたします。

今、先に教育次長述べましたとおり教育委員会のほうでその合同パトロールの結果をまとめてございますので、教育次長が報告したとおりでございます。そのほかでございますけれども、まれに自治会要望のほうでも通学路、危険箇所等の改修の要望が建設課のほうにまいります。その都度、まず我々現場確認して計画的に対応させていただいております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

あのとき琴丘小学校のプールのブロック、すぐ撤去をしましたね。素早く対応したと思います。いろいろそういう場所を、危険箇所をまだ樹木も含めてあると思うわけ。だから、それこそ今拡大して補助金の補助枠を拡大してブロック塀、それから樹木にも拡大したらと。ちなみに、八峰町ですけれどもブロック塀は昨年は12件、それに30万円をやっていると。それから1件について30万円。それから樹木には18件、20万円の対応をしているということですので、ぜひ危ないところはそういう補助金をつけて早く撤去してもらうということが大前提だと思うけれども、どうでしょう。

議 長 (金子芳継)

町民生活課長。

町民生活 (荒川浩幸)

課長お答えいたします。

確かに工藤議員ご指摘のとおり、危険なブロック、倒木もありますので、 新年度予算に向けてこの補助金を検討してまいりたいと思います。

議 長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

最後です。町長、財政を預かる首長として、あれもこれもと大変だと思い

ます。でも危険が伴うという事態ですので、優先順位はかなり高いものだと 思いますので、ぜひ早めに対応をしてもらいたいと思います。町長。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

確かに空き家老朽化というか危険なところが見受けられる場合は、町としては本当に危険な場合はしっかり最低限の対応をしてまいりますが、やはり空き家自体は個人の資産でございますので、そのあたりもしっかり区別しながら対応をしていかなきゃいけないと思っております。本当に町民の皆さんが安全で暮らすためには必要なことであればしっかり対応をしてまいりたいと思いますので、そのあたりはご理解をいただければありがたいと思います。(「終わります」の声あり)

議 長 (金子芳継)

12番、工藤秀明議員の一般質問を終わります。

1時まで休憩します。

議 長 (金子芳継)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

- 一般質問を続行いたします。
- 6番、清水欣也議員の発言を許します。6番、清水欣也議員。

6番 (清水欣也)

私の今回の質問は、ゆめろんへのもみ殻導入事業についてでございます。

この事業は、予算計上という形を取らない事業なものですから、私たちがその具体的な内容に触れることがなかったわけであります。しかし、この事業の内容を知るにつれて、この事業には2つの問題があると、そういうふうに感じておりました。

1つは、議決事項に関する問題であります。それから、もう一つの問題は 行政財産に資するため、つまり、ゆめろんのためとはしているものの、実際 はもみ殻燃料会社の宣伝のためではないかという、そういう疑問を抱かざる を得ないような事業の仕組みになっているということでございます。

議決事項に関することは解決いたしました。残る後者の問題について本席 で議論する必要があると思い、今回取り上げたところであります。

私は我が町の活性化の糸口をバイオマスの利用に求めてはどうかという、 そういうことで町に対して様々な提案をしてまいりました。そのことから も、もみ殻をはじめとする自然エネルギー、再生可能エネルギー活用のこの 社会的要請、それから方向性、構想、そういったものを否定しているものではございません。むしろ、今回のようなこのなんかしっくりしない極めてあやふやなそういう事業のやり方ではなくて、積極的に町単独でむしろ取り組んでほしかったと、そういうふうに思っております。

そのほうが、よりゆめろんの費用の削減に、節減になるし、また、きっと 町おこしにつながる先駆的な施策になり得たと、そういうふうに思っていま す。

今日はそのような思いを込めながら質問をさせていただきたいと思います。

それにしても、この今回のこのゆめろんに関わりを持たせた今回の事業の狙い、それから取上げ経緯、その後の事業管理上の取決めなどに曖昧さや不合理さが感じられまして、その結果として、責任の所在をはじめとしてこの事業全体が非常に不安定なものになっている。そういうことに対して問題を提起し、その改善や見直しを要請をするものでございます。

これからこの先、この問題に関して、この事業に関連して問題が生じた場合、私は必ず生じるんではないかと思っているんですけれども、この業者と対等な町の立場を確保して維持していくためにも、この事業における明確な町の位置づけや、その事業運営上のしっかりした取決めをしておく必要があると思い質問することにしたわけであります。

それで、その質問の具体的内容は、1つはその土地の貸付け、行政財産の使用許可も含めてですけれども、ゆめろんの段階でできると考えて、ゆめろんで許可を与えたと、こういうことになっておりますけれども、実際にゆめろんが許可をしたんでしょうか。実際はしていないんじゃないか。そういう問題でございます。

それから、経費の面で灯油のほうが有利になった場合は、もみ殻燃料の稼働を中止して、その灯油に切り替えることになっている、そういうことだそうですけれども、ご存じのとおり現在灯油が値下がりしております。計算しますと、もみ殻燃料をしのぐほどの状況になっております。この場合、この購入をやめるのか、続けるのかという話です。

もう一つは、業者と交わした覚書に、「業者が事業を継続できなくなった とき、そういう場合は町がその事業を継続、承継する」とそういうことになっております。なぜ町が承継をしなければならないのか。経費負担を伴う事業の将来のことを、今どうして町が約束できるのかと。という問題でございます。

その他、いろいろこの事業を行っていくに当たっての取決めが非常に不十分なものになっている。それを町はどう考えているのかと。こういう問題に関してその質問をしていきたいと思います。

以上でございます。

議 長 (金子芳継)

6番、清水欣也議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、6番、清水欣也議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、行政財産の使用許可は、ゆめろんが許可をしているのかについてでございますが、指定管理者である株式会社ゆめろんが町と協議の上、許可をしておりますが、書面での使用許可を行っておらず、事務手続での不備があったものと考えております。

2点目の、経費の面で灯油のほうが有利になった場合は、もみ殻の購入を やめるのか、続けるのかについてでございますが、灯油の価格が著しく低下 し、もみ殻燃料よりも有利な状況となった場合は、指定管理者の株式会社ゆ めろんが町と協議の上、もみ殻燃料の購入をやめ、灯油を使用することにな るものと考えております。

3点目の、業者が事業を継続できなくなったときは、なぜ町が事業を継続しなければならないのかについてでございますが、設備を導入した、もみがらエネルギー株式会社による事業継続が不可能になった場合でも、施設は残っていることから、町が施設を使用できることとしたものであり、もみ殻燃料の確保ができない場合、事業継続は不可能になります。覚書では、事業継続についての表現が曖昧な部分もあることから、今後、具体的に定めていきたいと考えております。

4点目の、この事業を行っていくに当たっての取決めが不十分なものになっているとのご指摘でございますが、応募申請許可書及び覚書につきましては、もみがらエネルギー株式会社が補助事業を申請するに当たり、基本的なことを定めたものでございます。

議員ご指摘のとおり、運営に当たっての具体的な取決め事項が欠けている 部分もあることから、もみがらエネルギー株式会社と財産の無償貸付契約を 締結する際に協議を行い、新たな協定事項の中で具体的に定めていきたいと 考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

6番、清水欣也議員の再質問を許します。6番。

6番 (清水欣也)

私はこの事業は、この結論として実証試験事業だったということですよ。 それで、ゆめろんを実証の場に選んだと。いわば、ゆめろんは実験台になったということ。それから、燃料システムの宣伝が狙いであって、ゆめろんがそのプレゼンの手段として利用されたと、そういうふうに私は結論づけているんですよ。その結果、いろんな不合理さが生じてまいりました。ゆめろんにとってメリットがあると皆さんが強調しているんですけれども、果たしてそうなのか。こういう問題に対して、自分なりにその理由を示しながら事業の改善や見直しの要望をしてまいりたいということでございます。 それで1つ目は、ゆめろんは使用許可手続を取っていないという、そういう私は結論づけております。それで、皆さん今までの説明では、ゆめろんがゆめろんの段階で貸し付けたり使用許可をできると、そういうことで処理してきたと。それで使用許可はそのゆめろんで行っているという。こういう説明であったんですよ。ところが、実際は使用許可は出ていないんですよ、そうですよね。商工観光課長、ちょっと答弁してください。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

当初、指定管理者のゆめろんの判断により使用許可でボイラーを設置できるとしておりましたので、ゆめろんが使用許可を与えております。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

ところが、町長の答弁のとおり全然手続をしていないんですよ。どうも私に対しては、口頭で許可を出したってそういう説明でありました。行政財産の使用許可は、行政処分なんですよ。鉄砲刀剣の所持許可、これと同じことなんです。それを口頭で行ったと同じことなんですよ。行政財産の使用許可は行政処分です。行政処分を口頭でできるのかと。ちょっと答弁してください。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 本来であれば、文書による使用許可を与えるべきものであったと考え、事 務手続に不備があったものと考えております。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

あなたには銃を持ってもいい、刀を持ってもいいですよって口頭で許可を 出せますか。つまりね、これは行政財産の使用許可を出したって言っている んですけれども、出してないんですよ。出さないと同じことなんですよ。な ぜ私これにこだわるかというと、まさにゆめろんは行政財産の使用目的云々 なんて何も書いて考えてないんです。業者の思惑、それが独り歩きしている んですよ。その証左だって言っているんですよ、私は。だから問題があるっ て言っている。そういうことじゃないんですか、町長。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

現時点ではというか、一番最初のスタートがやはりゆめろんの源泉が低いということに起因をしておりまして、やはりそちらに対する燃料費の負担という部分はずっと課題でありました。それを解消したいという思いから、このもみ殻ボイラーに限らず、ほかの施設も含めていろいろ検討を重ねてまいりました。その中で提案のありました、もみ殻ボイラーのほうでかなり効果がありそうだということで進めてきた経緯がございます。決してもみ殻ボイラーありきで進めたものではございません。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

それに関連してですね、この事業というのは新たな事業であって指定管理委任事項なんですよ。協定書で結ばない限り、これはゆめろんの業務にはならないわけですよ。ゆめろんにしてみればですよ、自分のほうで事業採択するものでないんですから、したものでないから、町のほうでやれと言われて協定書で結ばない限り、使用許可も貸付けも、おら知らないよって、町のほうでどうぞやってくれればいいじゃない、こういう結果ですよ。だから、ゆめろんはこれに対して行政目的に資するなんて、そんな基本姿勢なんか何もない。だから、今までの皆さんの説明は私はうそであったと結論づけているんですよ。これはどうでしょうか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

今回のこのもみ殻ボイラー導入につきましては、あくまでもゆめろんの燃料費の削減を第一目的としております。そのことで結果的には町民の方の福利厚生に資するものと考えております。そのことから、今回のもみ殻ボイラーの導入となったものでございますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

そのもみ殻燃料が、そのゆめろんの経費の節減になる。その云々の話は、 今これから後でまた触れたいと思いますけれども、要するに第一番の問題 は、このような手続は一切飛び越えてしまって、この事業を進められている ということですよ。

それから、2つ目の問題であります。

この業者と交わした覚書に、事業が継続できなくなったときは町が事業を 承継するとなっているんですよ。このことについての問題点なんですが、こ の業者が事業を継続できなくなった場合はどういうことが想定されるかと。 業者が倒産した場合、これが一番適切な例かもしれませんが、そのほかにど ういうことが考えられるか分かりませんが、いずれ業者がこの事業をやれなくなったという場合はこれを承継するとなっている。将来ですよ、経費負担を伴う事業の承継を今約束できるのかという問題ですよ。これは大きく言って債務負担行為じゃないですか。そのことがまず一つ、このことに関して非常に問題があるという。それに対する町のその考え方を説明してください。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

もみ殻ボイラーについて、もみ殻ボイラー株式会社に不測の事態があったときは町が継承することとしたことにつきましては、町長が答弁したとおりに、施設が残ることから町が代替のもみ殻燃料を確保できる状態にあれば継承するとしているものでございます。詳細については、協定で曖昧な部分もありますので、今後しっかりと定めてまいりたいと思います。

また、事業を継続する場合に、譲渡を受けた場合に債務負担行為に当たるのではないかという点につきましては、行政実例により設備の寄附を受けることについてその後の維持管理等が必要になる場合であっても、負担付寄附には当たらないということが明記されてございます。

以上です。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

事業を承継した場合に、確実に経費がかかるわけですよ。いろんな経費がかかるわけです。それを予算のないままにですよ、どうして町で承継できると言えるかと。それを書面で約束できるかというんですよ。もちろん債務負担行為じゃないですか。

それから、もう一つ。そういうのをもうあなたに譲与するから、これをただでやるから、おめえ方経費をみんな払って仕事をしてくださいよ、承継をしてくださいよって。まさに負担付寄附じゃないですか。ということを約束してしまうということができるかというんですよ。そのときに判断すればいいことでしょう、町が。そう思いませんか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、土地、建物の寄附を受けるについて、今後これらの維持管理が相当必要であり、これらの負担が団体にかかることが予想されるような場合であっても負担付寄附には当たらないということが行政実例に記載されておりますので、そのように考えてございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

そうすると、これはこういうような契約を、覚書を交わすことは問題がないという、こういう考えですか。町長が先ほど答弁した、なんか答弁したようですけれども、それと関連してちょっとお答えください。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

事業継承等につきましては、もみ殻ボイラー株式会社が国に補助申請をするに当たり、基本的事項を定めたものであります。詳細等につきましては、曖昧な部分が確かに多いと思いますので、今後無償貸付契約をするに当たり具体的に定めてまいりたいと思います。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

これはね、必ず問題になってきますよ、いずれ。詳細な取決めをしない と。私が業者だったら、幾らでもこれ泳げますよ、この取扱い。

それからね、この基本的にね、こういうことなんですよ。町はこの事業の本来の目的というのは、土地の貸付け、使用許可でもいいですよ。それと、温泉施設の設備を、これをつなげるんですからね、つなげなければこれは仕事にならないわけですから。この温泉施設と設備を、これを実施を活用させることを通じて事業への賛同、いいことだから皆さんの提案に賛同します、そしてこれを進めます、という町の意思を表明するだけで足りないのかというんですよ。それ以上の義務を業者と国になぜ負わなければならないのか。こうしたというのは、実証試験事業だからこういうことになるんでしょう。ということを私確認したいと思います。いかがですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

今回のこの事業につきましては、あくまでもゆめろんの燃料費の削減を第 一目的としてございます。議員のご指摘どおりにこれが宣伝目的との意味は 町としては一切考えてございません。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

それだったらどうして、つまりゆめろんがもみ殻を買うというだけの事業だという話ですけれども、今の発言ではね。そうだったらどうして町で設備を導入して、自分たちでもみ殻をその業者から買うということをしないんで

すか。ここ非常に私引っかかるんですよ。今のようなお話だったら、まさに 町でやればいいことであって、なんで業者所有のままその設備をそこに置い て、自分たちはそのもみ殻を買うんですか。そこをそのままにしておかなけ ればならない理由は何ですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答え申し上げます。

今回のこのもみ殻ボイラーにつきましては、設置に係る経費が町では一切かからないという点が1つです。あと、これを運用することによって灯油を使うよりも経費を削減できるということでありましたので、町としてはこれを使用してゆめろんの経営改善を図るということにつながりますので、導入に賛同したものでございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

ですから何回も言いますよ。そうだったらどうして自分たちが設備を導入して、そのもみ殻を買って、それを燃やすと。その結果、自分たちのその費用を削減させる。そういうことをなぜしなかったのかと。なんで向こうから、その業者からそこさ設置してもらって、業者の財産のままにして、そうやっておく必要がないでしょうと。今の皆さんの意見だと。そういうことを聞いているの。なぜそのままにしておかなければならないのか。私は実証試験事業だからそうしたんでしょうって言っているんです。そこを説明してください。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

今回の設置につきましては、導入費が全くかからないという、運転に係る 燃料の経費だけでボイラーを運転できることから、町としては許可したもの でございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

それだったら譲与してもらえばいいじゃないですか。譲与して、その業者からもみ殻を買えばいいじゃないですか。そうすると問題が一元化してすごく分かりやすいんじゃないですか。そういうことをしないで、わざわざそういうような形にしたのはなぜかって聞いているんですよ。実証試験だからでしょうって聞いているの。そうですと言えば、それは私の考えにピタッと合うんで。ところがそうでないと、実証実験でないと、そうであればなぜ、じ

やあわざわざそこさ設備を投入させるんですか、業者に。そういう意味ですよ。これ実証試験だからでしょう。3年間業者は町にその実施状況を報告することになっているじゃないですか。なぜですか、これ。実証実験だからでしょう。試験事業だからでしょう。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

町としては、実証実験という考え方はございません。あくまでもゆめろんの燃料費削減、これが第一目的としてこのもみ殻ボイラーの導入を認めたものでございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

最初はこれあれでしょう、業者負担じゃなかったんですか。もみ殻を買う という話は後で出てきた話じゃないですか。

それでね、そのあなた方の言うメリット、経費削減になるというそのメリットについて私反論をいたします。この4,000万円がかかった、国庫補助金が2,000万円ですよ。これを町で負担しなくてもいいという話ですけれども、実際は違うでしょう。このもみ殻単価1キロ28円の、これにはね、この業者のこの4,000万円を回収するための原価が入っているんですよ、これ。この4,000万円の費用というのは、もみ殻燃料原価への転嫁という形でいずれ町が負担していくんですよ。この1キロ28円の単価から。つまり、設備のこの設置費用には購入する単価にも費用というのは、購入する単価に既に含まれているということですよ。これを15年間も買い続けるんですから、業者はその金額なんかすぐ回収できますよ。ただ一時的なその4,000万円というやつが、その業者が出してくれたというその面だけを捉えている。業者は4,000万円ただくれるわけじゃないでしょう。これは私は、あなた方の言うメリットではないと思っていますが、どうでしょうか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

もみ殻燃料に業者のほうでボイラー等の経費を加味した料金設定をしたとしても、灯油よりも安ければ使う価値はあると考えております。もちろん、灯油のほうが安ければもみ殻燃料の購入をやめて灯油を使うことになりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

ですからね、私の答弁。これは原価に入っているという認識を今示されました。あのね、こうですよ。十分に15年で回収できる。一方、設備を町負担で設置すれば、その分のもみ殻単価が安く設定されるわけですよ。いいですか。これにはね、もう一つ裏の話があるんです。町でこの補助事業をやれば、4分の3の補助金が来るんです。環境省の。千万円の負担で済むんですよ。だから私、なんでこれ町で独自でこの事業を起こさなかったのかっていうの。こういう変なやり方をして、そのゆめろんの費用が云々にこじつけをしてこの事業をやるのかと。だったら町でやればいいじゃないかと。わざわざ相手の財産を、その町のところに置いてですよ。町の事業でやればいいじゃないですか。3,000万円補助金来るでしょう。そうすれば、回り回ってもみ殻の単価もそれだけ低く設定させて買うことができるということですよ。だから、何でこれ町で直接やらなかったですか。実証事業だからでしょう。

それから、もう一つ。その業者が高くなったときは買わなくてもいいって、安くなったら、灯油が安かったら買えという話ですけれどもね。これ、こういう大事な話、どこにも取決めがされてない。大体そういうような約束をするもんですか、この商取引において。取決めがどこにもない。その前に私が前段で申し上げたメリットはないということに関して、町長いかがですか。今の説明を私の聞いて。どう思いましたか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

まず、先ほど商工観光交流課長が答えたとおり、まず、町の負担がなかったということがまず一つと、それからそもそもの目的はゆめろんのその源泉を温めるというのが大きな目的でありまして、それに係る灯油代、それはあってもなくてもかかるものでございます。それが町の負担なくしてボイラーを導入して、さらに灯油よりも安く燃料を仕入れられるという、そういう中で取り組む価値は十分あったのかなと、そのような判断をしたところであります。いろいろ手続に指摘されたとおりの不備あったことは重々反省しなければいけない部分ではありますが、ゆめろんの経営のために皆さんで協議して決めた取組でございますので、ご理解をいただければありがたいなと思います。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

その灯油のほうが有利になった場合は、もみ殻燃料を使わなくてもいいっていう話、まずこのような大事なことがどこにも取決めてないということが問題が1つ。それで、もみ殻を中止するという基準があるんですか。こうい

う具合はやめるという、その1つのはっきりした基準があるんですか。それ をまず聞いておきましょう。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

ボイラーの稼働は今年の2月から稼働しております。その後、コロナウイルス等の影響もありまして、通常営業を丸々1か月間できた月は5月までない状態でございます。今後、その稼働内容についての実績が出てくるものと思います。もみ殻ボイラーを使うのか、灯油ボイラーを使うのかという基準でありますが、現在では明確な基準は設けてございません。計算上どちらか有利なほうを使うと取り決めている状況でございますので、今後そのどちらのボイラーを使うかという基準をしっかりと定めてまいりたいと思います。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

もみ殻のほうがね、高上りになって、もみ殻を買わなくなったと、そういう場合でもその設備を無償で設置して、業者所有のままそのままにしておく必要性はあるんですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

いずれボイラーの耐用年数が15年と想定されておりますので、この中でもみ殻燃料のほうが有利な期間はそちらを使用して加温をしていくということになりますので、今現在使わないとしていても将来使うことが予想されると思いますので、設置しておくことに問題はないと考えます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

私、何回も申し上げましたけれどもね、経費節減が目的であったんであれば、町が町の事業として設備を設置してですよ、業者からそのもみ殻を買って町が燃やせばいいのであって、わざわざ業者から設備を設置してもらって、それを業者の所有財産として町の土地に残しておかなければならない必要性というのは理由はないと思うんですよ。私、ここを非常に問題にしているんです。で、皆さんは承知したということは、実証事業だからでしょう。だからこういうような結果になるんじゃないかって言っているんですよ。どうでしょうか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

ボイラーをもみ殻ボイラー株式会社が設置したことについては、設置費用がかからなかったという点でそうなっております。また、ここにもみ殻ボイラーが設置されておくことで、もちろんもみ殻ボイラー株式会社に固定資産税の負担は行くことになりますので、町としてのメリットもあると思います。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

いや、その必要性を私、問うているんですよ。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 設置の必要性については、先ほどから申し上げたとおり、ゆめろんの燃料 費の節減となりますので、その目的のために設置したものでございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

節減にならないという私の意見に対しては、どういうお答えいただけますか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

現在までの稼働では、もみ殻燃料を稼働したほうが灯油のボイラーを使用 するよりも節減となってございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

これは、商工観光課長は今の瞬間のことを見てそう言っているわけでしょうけれども、私はこれから、今後のこれの事業の、今後のこともみんな期間に入れての私説明なんですよ。これは何もメリットにはならないって、そういうふうに考えているんです。

それからですね、もし、もみ殻、私は負担する必要はないと思っているんですよ、町では。もし町がそのもみ殻費用を負担するのであれば、逆に今度土地と温泉施設の貸付料を有償とすべきですよ。そういう理屈になりませんか。あっちが自分の金を出してもみ殻を買ってやっているのに、さらに土地と温泉施設を無償で提供する必要、この理由は何ですか、これ。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

ランニングコストについては、もちろんゆめろんが負担となりますが、ボイラーの使用料については無償となってございます。その点で、土地の貸付けについても無償としているところでございますので、問題はないと考えております。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

設備を貸してもらっているという考え方ですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 もちろん、もみ殻ボイラー自体につきましては、もみ殻ボイラー株式会社 のものでございますから、それを町が無償で使用させていただいているということになろうかと思います。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

そうすれば、それの貸借契約が必要ですよね。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 その点につきましては、ボイラーの使用の貸借の契約が必要と考えます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

この導入事業の目的、これ3つあるんですね。1つは、低炭素社会の実現。それから、循環型社会の実現。それからもう一つは、災害が起きたときにゆめろんの、避難した住民のために入浴の機会を提供できるからということが3つ目の理由であります。そういうふうに申請書に書いてある。私これを変だなと思いましたね。電気が来なくなってももみ殻だと電気が起こせるからというのであれば話は分かりますよ。ところが、自家発電でやるっていうんですよ。自家発電でそのもみ殻を燃やせるから、それで湯が沸かせるという。だから、この事業はいいんだという目的の一つに掲げてある。もみ殻で電気が起こせるというんであれば話は分かるけれども、自家発電で灯油を燃やせば湯を沸かせるじゃないですか。何でもみ殻が出なければならないのか、そこには理由が出てこない。そう思いますけれども、いかがですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

ゆめろんが避難所となっていることということにつきましては、もみ殻ボイラー株式会社が国にこの事業の補助申請をするに当たり、それが補助要件になってございました。ゆめろんは町の防災計画で避難所指定されてございますので、その補助申請の要件には合致するものでありますので、そのようになってございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

このメリット、効果ってこれでいいのかって聞いている。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 すみません。もう一度お願いいたします。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

もみ殻を燃やすことによって避難した住民に入浴の機会を与えられるから という話なんですよ。それで私は、いや、これは何でその灯油では駄目なの って聞いたら、自家発電で燃やしているからいいんだねってこういうふうに なっている。自家発電で燃やしているからっていうんであれば、灯油で燃や しても湯を沸かせるんじゃないのって。だからこの目的はどういうことなん ですかって聞いている。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

もちろん灯油のボイラーでも沸かすことはできますが、もみ殻ボイラーを 使ってお湯を加温できる、非常用電源を使ってお湯に加温できるという機能 を持ってございますので、そのような補助申請の内容となってございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

それは何でって、もみ殻でなければならないという理由じゃないじゃないですか。

それからですね、実は私これ非常に残念だったのは、こんな事業、そんな にいい事業だったらなぜ町が単独で実施しなかったのかという。検討もしな かったのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

この点については、町が負担なくボイラーを設置することができるということから、町としての事業としての導入は検討してございません。

議 長 (金子芳継)

(不規則発言あり) そう思ってもいるんだけれども。(「堂々巡りだ、貴重な時間なのに」の声あり) 6番。

6番 (清水欣也)

ついてはこの、もみ殻のこの設備の管理のことについてお願いします。

設備の維持管理は、これ運転とかね、そのほうの管理は町がやるってことになっているんですが。だけども、そもそもサイロ、それからボイラー、こういう設備の維持管理というのは、運転とかね、そういうのは設備の所有者がやるべきじゃないですか。設備の所有者かつそれを使って利益を上げる業者が行うべきであって。つまり、町の設備であれば町がやる。今回の場合は、業者のものなんですよ。そしてそれを使って業者がもうけるわけですよ。その人たちが維持・運転をするべきであって、何で町がやる必要ないんじゃないかと。ゆめろんが業者から買ったもみ殻を買えばいいだけの話じゃないかって。ゆめろんが業者から買ったもみ殻を業者が自分の設備を維持管理しながら燃やしてくれればいいだけの話じゃないですか。そういう契約を結べばいいだけの話じゃないでしょうかって言っているんです。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

ボイラーの維持管理につきましては、株式会社ゆめろんが燃料費削減のためにこのボイラーを使用することから、その維持管理につきましては使用する株式会社ゆめろんがすることとしてございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

だから本来業者がそれをやるべきじゃないかって言っているんですよ。業者が負担をして、業者がやるべきじゃないかって言っているんです。町ではやるべきじゃないって言っているんですよ。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

本来は書面でそこまで取決めできていればよろしいんでしょうが、今回に

ついてはゆめろんの燃料費削減のためにゆめろんが運転することから、維持 管理についてはゆめろんがすることとしております。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

次に移ります。

業者の財産として、わざわざそこに置くんじゃなくて、今の話を聞くと業者の設備を業者の所有のまま置く必要はないじゃないですか。私はなぜそこに置くかというと、これは業者が宣伝のため、プレゼンのために置くんだというふうに私捉えているんですけれどもね。もし皆さんのような理由だったら、譲与してもらえばいいんじゃないですか。それで町のものにすればいいじゃないですか。結果的に同じじゃないですか。そうすると責任の所在がはっきりするんじゃないかと、そういうような提案ですよ。町長いかがです。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

補助金の申請の際に、多分もみ殻エネルギー株式会社のほうで申請をしております。このあたりの要件の確認は必要なことかと思います。簡単に町のほうで譲渡を受けるというような、国庫補助事業でございますので、簡単にそのようにはいかないのではないかと考えております。そこはちょっと確認させていただければありがたいなと思います。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

この事業に関して最も大事な箇所、それは誰がもみ殻を負担するかという 取決めがないんですよ。最初これ業者負担で始まったんでしょう、この事業 は。どこにも誰が買うもみ殻を、費用誰が負担するかという取決めがどこに もない。行政手続もなければ、この貸付け、いわゆる民法上の取決めにも出 てこない。どこにも出てこない。これ最初はあれでしょう、この事業を出発 するときは業者負担で出発したんでしょう。だからここに誰が負担するかの 項目がどこにも表れてこないのは、そのためでしょう。

議 長 (金子芳継)

6番さん。先ほどから同じ話の繰り返しになっているようです。若干、休憩します。

議 長 (金子芳継)

会議を再開いたします。

6番、清水欣也議員。6番。

6番 (清水欣也)

では、結論に向かって2点ばかし。

この事業は、ゆめろんが買うために起こした事業なのか、それとも業者の このいろんな低炭素社会の実現だとか、循環型社会の実現だとか、そういう ことに向かって自分たちの事業を推奨してほしいために、ゆめろんにその目 をつけた。それに対して町がいいと、これはいい事業だからやりなさいとい うふうに、いわゆる実証試験を推奨するためにやった事業なのかというのは ここで全然分からないわけですよ。それで私ずっと聞いているの。だからそ れがどうかということをお聞きしたいということと、それからもう一つは、 この事業は私も非常にいい事業だと思っているんですよ。それで、これがぜ ひ町で、何で町で起こせなかったのか。環境省の補助金に4分の3、3、0 00万円の補助金もあるじゃないですか。それをやっていたら、むしろ遠い 将来の計算したら、町のほうがより、こっちのほうがより費用が少なくて済 む。そういうふうな計算になるでしょうっていうの。だから私はぜひこれを 町でやってほしかったということと、それから、このバイオマス発電の取組 を、これさ取り入れること。そういうことによって、この低炭素社会の実現 とかね、その災害時の電力熱源の確保という、この事業の本当に意義をこの 町からアピールできたと、発信できたと、そう思っているんですよ。それ で、それを私は何と言いますかね、いい機会をむざむざと俺は逃したと。私 はそういうふうに感じているんですよ。

そこで町長にここで質問をいたしますけれども、今後これを機会に、でっかくここまでバイオマスの利用がここまで来た、町で手をつけたわけですから、この先、この先ですよ。バイオマスのこの利用・活用を積極的に進めていくというようなそういう気持ちはないかどうか。その2つを、先ほどはもう一つ、最初のそのどういう事業であったかを明確に示していただきたいということと、もう一つは、町長の最後の、これからはそういう取組をこれから進めていく気持ちはないかということの2つを質問して終わりたいと思います。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

最初の、この事業は何のための事業であったかということにつきましては、当初よりもみ殻燃料を購入して、灯油とより安いほうを選択し、ゆめろんの燃料費削減を目的として導入した事業でございます。

町で補助事業で導入すればよかったのでは、という点につきましては、当 初、業者から提案いただいた時点では補助金を使って導入するという点につ いては何も触れられてなかったので、ゆめろんの燃料費削減の取組としては いいことだと決まった後で補助事業として導入したいということが出てきておりますので、町としては単独導入事業としては検討してこなかったということになってございます。

以上です。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

私のほうから、バイオマス含めてその発電の導入というか、そういうところなんですが、今やはり自然、低炭素社会をつくる、 CO_2 の削減、そういうところにはすごく環境については皆さんが大変敏感になっておりますので、それこそ風力、それからソーラー、バイオマス、そういうところは皆さんが注目している分野であります。もし、このもみ殻ボイラー自体がそこまで、バイオマス発電として機能するものがあるようであれば、いろんな専門家の方々からご指南をいただいて、そちらのほうもいろいろ研究して検討してまいりたいなと、このように思っております。やはりこれから地球温暖化も含めて、そういう二酸化炭素の削減というのは世界的な取組になっておりますので、そういうところには町も積極的に取り組んでいきたいと、このように考えております。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

あのね、一言だけ。この我が町には、このバイオマスの利用の素材がいっぱいあるわけですよ。もみ殻、稲わら、それから畜産堆肥、野菜くず、それから温泉熱、いっぱいあるわけですよ。これを何らかの形で、これを活用するそういうような取組を役場が腰を上げるって、今回は非常にいい機会だったと思うんですけれども、非常に残念だと思っておるんです。そういう意味で、今の町長の発言どおり、ぜひこれに一つで向かっていただきたい。そういうことで、以上終わります。

議 長 (金子芳継)

6番、清水欣也議員の一般質問を終わります。

次に、10番、大澤和雄議員の発言を許します。10番。

10番 (大澤和雄)

私からは、さきに通告してあります2点について質問をさせていただきま す。

まず初めに、新型コロナウイルスに伴う支援策と今後の対応についてであります。

さきの全員協議会で示された、中小企業事業継続支援金やプレミアム付商 品券発行事業、さらに子育て世帯応援金支給事業、また、高校生や学生支援 給付金事業などは地元企業の支援策として大変有効であり、また、子育て世 帯や高校生、大学生への支援は保護者にとって大変ありがたい支援策である と思っております。また、温泉条例の一部改正による使用料の徴収猶予などは、少しでも窮状を訴える方の支援になればと思っているところであります。

県内の各自治体でもそれぞれの地域の実情を鑑みて、様々な支援をしているようであります。例えば、湯沢市では上下水道料金免除3か月分。市内の旅館、ホテル、飲食店対象となっております。さらに、高齢者独り世帯への見守り支援、マスク配付事業を行っております。これは市内の独り世帯高齢者等が新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛等で社会的に孤立することがないよう、地域での見守りなどの体制を強化し、安心して暮らせる地域をつくることを目的としております。75歳以上の独り世帯を対象に、市職員2人が1組で対象世帯を訪問するということで、訪問したときに体調や心配事の確認、マスク1世帯5枚、チラシの配布、特別定額給付金10万円の申請確認、手続支援、新型コロナウイルス感染予防に関わる啓発、手洗い等や相談先の情報提供などを行うというものであります。本町でもこうした取組を参考にして、高齢者独り世帯への対応をするべきではないかと思っているところであります。

また、美郷町では道の駅、名水市場へお土産店へ農産物、お土産物を出品する町内個人・団体へ昨年同月売上げの4割を補償するなどとなっております。

さきの全員協議会で、町内の直売所でも支援を求める声が紹介されましたけれども、他自治体の例を参考に今後の支援を検討していくべきではないかと思っているところであります。また、じゅんさいの生産数量への助成等については検討しているとのことでありましたけれども、状況に応じたさらなる支援策が必要ではないかと考えております。対応を伺いたいと思います。

また、緊急事態宣言は解除されましたが、全国では、解除後も感染拡大は 止まっておりません。第2波、第3波を想定し警戒を緩めず、感染防止と町 民の暮らしを守り、応援する施策を一体に進めていかなければならないと考 えております。今後の対応を伺いたいと思います。

次に、国保加入者への傷病手当金についてであります

このことについては、6月3日の一般質問の通告期限の日が招集告示日でありまして、このときに本町でも新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金の支給に関する事項を定めるため、国民健康保険税条例の一部改正案が上程されていることを知りましたけれども、そのまま質問をすることにいたしました。

傷病手当金とは、公的医療保険の加入者(被保険者)が仕事中の事故以外の理由で病気やけがの療養のために仕事を休んだ場合に、所得保障を行なう制度であります。最長1年6か月間、仕事で得ていた報酬の平均日額の3分の2の現金を、休んだ日数分受け取ることができます。これは、正規の労働者が加入する健康保険では国などの運営主体(保険者)に支給が義務づけられておりますが、国保では、支給は自治体などの保険者に任されており、支

給している自治体はないということでありました。

こうした中、新型コロナ対策として政府は3月、感染患者となった国保加入者の労働者について支給を認め、その財源を国が負担することを決めました。それを受けて、国保条例を改正して支給を始める自治体が広がっているということであります。本町でも、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限り傷病手当金を支給するための条例案が上程されたことは、町民に安心感が広がるものと思っております。ただ、傷病手当金の支給は、給与等の収入額の合計額を就労日数で除して得た額の3分の2に相当する額となっていることから、自営業者はそうした算定する原資がないことから外されてしまいます。政府は自治体の裁量で対象を広げることは可能だと答えております。当然のことながら、自治体が対象拡大をするためには、政府にこうした財政支援の拡充を迫る必要があります。こうしたことを踏まえて、国保加入者に傷病手当金を支給する制度として実施できないか対応を伺いたいと思います。

また、国保加入者の18歳未満の均等割額をなくすべきとの意見がしばしば出されておりますけれども、このことについてどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長 (金子芳継)

10番、大澤和雄議員の壇上での質問が終わりました。 当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、10番、大澤和雄議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルスに伴う支援策についてお答えいたします。

直売所への助成とじゅんさい農家への状況に応じたさらなる支援策についてでございますが、直売所につきましては、外出自粛要請に伴い、少なからず売上げの減少はあったものと思われますが、外出自粛期間中、町内直売所の全てが休業措置を取っておりませんので、直売所への直接的助成は見送らせていただきたいと考えております。

次に、じゅんさいの状況に応じたさらなる支援策についてでございますが、さきに高橋議員への答弁でも申し上げましたとおり、現段階ではじゅんさいの産地として事業継続していただけるよう、生産者への出荷助成の上乗せ及び摘み手支援を検討しているところでございます。

先週末の農産物直売所では、旬のじゅんさいや山菜を買い求める方でにぎわっておられましたので、緊急事態宣言の解除を機に、人の動きも回復しつつあるものと感じております。これから収穫を迎える農産物を含めて、新型コロナウイルスによる影響をしっかり見極めた上で関係機関とも連携して支援策を講じてまいりたいと考えております。

次に、宣言解除後の今後の対応についてでございますが、行政報告でも申 し上げましたように、緊急事態宣言が解除されたとはいえ、一部地域では新 規感染者も発生している状況にあり、他県との往来の制限が完全に解除となった際は、感染の第2波、第3波も懸念されます。町といたしましては、当分の間、マスクの着用、手洗い、消毒の徹底、3密状態の回避などをはじめとした基本的な感染防止対策を継続してまいります。

また、引き続き新型コロナウイルスに関する情報の収集及び発信に努め、 町民の皆様の安全な暮らしを守る対策を講じてまいりたいと考えておりま す。

いずれにいたしましても、ワクチンが完成し、完全な終息宣言が出されるまでは、まだまだ長い期間を要すると思われます。今後の対応といたしましては、町民の皆様からも感染予防と経済対策に対しご理解とご協力をいただきながら、今後の国の2次補正の動向、県の支援策の動向を視野に入れ必要であれば町単独の支援策も検討し、対応してまいりたいと考えております。

続きまして、国保加入者への傷病手当金についてお答えいたします。

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が、国民健康保険及び後期高齢者医療において新型コロナウイルスに感染した被用者に傷病手当金を支給した場合、支給額全額を国が特例的な財政支援を行うと決定したことを受け、厚生労働省から各市町村に対して傷病手当金の支給について検討するよう要請がございました。傷病手当金については、会社の健康保険に加入している会社員等は、病気やけがで勤務できない場合は健康保険から傷病手当金が支給されますが、国民健康保険では任意給付に当たるため、これまで県内各市町村では傷病手当金の規定を制定しておりません。

今回、厚生労働省からの要請を受け、町といたしましても、傷病手当金の支給に関する国民健康保険条例の一部改正案を今定例会に提案しておりますが、今回の改正案は新型コロナウイルスに感染などした場合に限り、給与等を受けている被保険者が労務に服することができなくなった期間について支給するものであり、休暇を取りやすい環境を整備することにより、国内の感染拡大防止のための緊急的・特例的な措置であることをご理解いただきたいと思います。

次に、国保加入者の18歳未満の均等割額をなくすべきとの質問にお答え いたします。

18歳未満の子供の均等割減免は、国保制度における負担の在り方に関することであり、国が制度改正と財政支援の拡充によって行うべきものと考えております。

仮に、この減免を町単独で実施した場合、必要な保険税額は変わらず、減免相当額は他の加入者から負担してもらうことになり、子供のいない世帯はその分、負担が増えることになります。

子供の均等割軽減については、国保制度における保険税負担と国の支援制度に係るものであり、これまでも全国町村会を通じて国へ支援制度の創設を要望しており、町といたしましても引き続き県町村会と連携し要望してまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

10番、大澤和雄議員の再質問を許します。10番。

10番 (大澤和雄)

今、答弁で直売所はまず今回見送るということなんですけれども、今回このさらに政府では臨時交付金2兆円、この増額をしておりまして、これもまたいろんな形で被害に遭われた方の対応ができるのではないかなと思っております。その中で、就学援助の休校中の昼食代補助については、県が5月28日に各市町村に連絡したということでありますけれども、これは保護者から休校になり食費がかかるなどの声が上がっておりました。要保護準要保護の世帯に支給されるとなれば大変喜ばれると思いますけれども、こうしたことを実施するには事業の計画を策定して予算化する必要があるということなんですけれども、本町ではそうしたことを実施する考えはあるのかどうか。その辺ちょっと伺いたいんですけれども。県のほうから各市町村にこのことについて連絡したというふうに、私は聞いているんですけれども。いわゆる休校中の給食代補助について、いわゆる就学援助の分として。事業をそういう計画、事業計画を定めればなんか。じゃあ、もう1回ちゃんと言いますか。

議 長 (金子芳継)

もう1回いいですか。10番。

10番 (大澤和雄)

すみません。就学援助として受け取ることができる、いわゆる休校中の昼食代の補助に就学援助の分として支給してもいいという、要保護準要保護の世帯に支給されるというふうな、そういうこともできるということで、県が5月の28日に各市町村に連絡したということなんですけれども、保護者からはそういう僅かでも休校分の、いわゆるこの食費補助という形で受け取ることが支給されれば大変いいのではないかなと。それはなんか各市町村でそういうことをきちんと事業として実施すれば補助すると。なんかそういうことらしいんですけれども、そういうことは聞いていないですか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

ちょっと申し訳ないですが、今ちょっと調べさせていただきます。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

本町はそんなに休校といっても、ずっと長いという期間ではなかったとは 思うんですけれども、いずれそれでも児童生徒がずっと休校して食費が結構 かかるということで、要保護準要保護の世帯にそういうものが少しでも支給 されるとなれば、大変いいことだなと思いますので、ぜひともそうしたことを確認して、できることであればぜひともそうした取組をしていただきたいというふうに思います。

この臨時交付金2兆円増額で、今回それが各自治体で感染拡大の防止と、それから雇用の維持と事業の継続、そして経済活動の回復。そうしたことに役立てるということができるということのようですので、私一番今回、この宿泊、森岳温泉街のこのホテルなど一番大変な被害を受けておられるのではないかと思いますので、この2次補正の臨時交付金2兆円があるのであれば、来るのであれば、ぜひともそうした支援というものも検討していけるのではないかなと、いろんな支援ができるのではないかなと思うんですけれども、その辺はどういうふうに今後対応していく予定があるのか、ちょっと伺いたいんですけれども。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

まず、2次補正は今参議院のほうで審議中でございます。確かに貴重な財源でありますので、内示がどうなるかまだ分かりませんけれども、せっかくというか、国からの予算をしっかり使えるようにしたいなと思います。

それで、先ほどというか、一時的な町の支援策もいろいろ提案させていただいております。これの効果をしっかり見た上で、さらに必要であればそのような国からの交付金を使って、しっかり経済対策に取り組んでいきたいと、このように考えております。今、まずこれから支給する分でどのぐらい効果があるのか、そのあたりをしっかり見極めていきたいなと考えております。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

いずれ本町も他市町村に劣らないいろんな支援策を打ち出しておりますので、そうした効果がまずどういうふうに現れて、そして今後またさらなる支援がどのあたりで必要なのか、その辺を見極めながらぜひとも支援していただきたいと思います。

そうした中で、もちろんこの行政報告にもありましたけれども、ゆめろん、ゆうぱるがさすがにこの相当落ち込んでいると。この行政報告でゆめろんの入館者が5,781名、ゆうぱるが6,060名。宿泊もゆめろんが75.4%、ゆうぱるが56.9%の減なんですけれども、ゆめろんのほうが、ゆうぱるよりも入館者数が激減していると。ゆうぱるのほうが6,060名で、ゆめろんが5,781名、もうむしろ逆転しているぐらい減少したというのは、これちょっと私も驚いたんですけれども、この辺の何か特別な原因は、何かあるのかどうかちょっと伺いたいんですけれども。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

ゆめろんの入館者数が激減しているという点につきましては、ゆめろんは 宴会を受け入れておりますので、その宴会がコロナウイルスの影響を受けて ほぼゼロになってございます。その影響により、入館者数も大幅に減となっ てございます。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

これは、ゆめろんの入館ということで、さざなみ苑は入っていない、全然 関係ない数字なんですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 さざなみ苑の入館者数は、カウントしておりません。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

この入館者数があまりにも激減しているというので、ちょっとこう、こういうことを言えばなんですけれども、ゆめろんの側から入らないで、このさざなみ苑のほうから入れば安く入館できるというか、そういうこともあるのかなとちょっと思ったんですけれども、そういうことは、さざなみ苑のほうが例えば入館者が増えたとかそういうことは特別、そういうことはないんですか。その辺はどうなんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

さざなみ苑から入館される方は、65歳以上の高齢者となりますので、大きな影響はないものと考えてございます。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

そうすると、さざなみ苑のほうが特別この入館者が増えたとかそういうことはないということですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

著しくさざなみ苑の入館者が増えたという事実はございません。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

分かりました。先ほど壇上でも、通告にはちょっと詳しく書かなかったんですけれども、先ほど壇上で私、湯沢市の例を取って、高齢者の独り世帯に職員が2人1組で回っているという、そういうことは非常に私大事なことだなと思うんですけれども、そのとおりやれというわけではないんですけれども、三種町でそういった世帯のこの安否確認等なんかは実施しているものでしょうか。やはりこういうことは非常に大切なことだなと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。対応をちょっと伺いたいんですけれども。

議 長 (金子芳継)

福祉課長。

福祉課長 (加賀谷司)

独り暮らし高齢者世帯の安否確認は、民生委員がマスクをして現在確認しておりますので、いつもどおりの対応を民生委員が取っております。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

分かりました。大変ご難儀をかけますけれども、そういうことも本当にやっていただいているところでありまして、本当に安心をいたしました。

次に、非常に今この、さきに高橋議員からもこの様々な農業に対する影響等を質問されましたけれども、本当に都会での飲食店が自粛してしまって、地方の米や野菜、特に業務用の米が余っていて米価がもう既に下がってきたということが報道されているんですけれども、本当にこの連休明けの今、田植えが終わって安堵したところなんですけれども、出来秋の米価が幾らになるのか、非常に心配されるわけなんですけれども、そうした今後の米価やあるいは野菜等の価格の動向等そういう情報がありましたら、ぜひとも町としても農家に情報提供をしていただきたいなと強く思っているわけなんですけれども、その辺はどういうふうに、何かそういう情報が入っておられるのかどうか。その辺ちょっと伺いたいんですけれども。

議 長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)

お答えします。

農林課のほうで農産物の販売、流通に関するコロナの影響について、JA 秋田やまもとのほうに問い合わせをしております。その中で、各分野でいろいるな分析をされておりますけれども、まず水稲につきましては休業要請な どにより一時的に販売店における家庭用需要の急伸があったが、米の消費量 自体に伸びがあったわけではなく、需要の先食いとの見方が強いというJA の分析であります。市中そばは、昨年の秋と出来高比較しまして、市中価格 ですけれども、1,200円から1,300円の1俵当たり程度下落してい るとの連絡を受けております。いずれ需要が膨らむということの見方ではな く、令和2年産の価格が懸念されるということであります。

次に、野菜関係ですが、野菜の販売状況について巣籠もり需要と健康による入荷量の急激な増減があり、乱高下を繰り返す不安定な相場展開が続いているという分析であります。

首都圏では緊急非常事態宣言解除になりましたけれども、チラシ等の再開を検討して販売店も出始めており、一部明るさを取り戻しつつあると。業務用については、飲食店などの営業再開が見られ回復傾向にあるものの、依然先行きは見えない状況は続いているというところです。

そして、当JAでは6月中旬からミニトマト、ソラマメ、メロン等の出荷が始まる見込みではありますが、まだまだ先行きは不透明だということのご報告を受けております。

るる、いろいろ農林課のほうでも情報収集しておりますけれども、これらを分析しまして、先ほどのほかの作物について町長が申し上げたとおり、価格動向を注視しながら関係機関と綿密な連絡調整をしていきたいと考えております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

よろしくお願いいたします。いずれ非常に農家にとっては、この先どうなるのか本当になかなか終息の兆しも見えないところで非常に心配なところなんですけれども、だからといってこの生産をやめるわけにもいかないし、非常にそうしたことを注視しながら情報提供に努めていただければと思っております。

そしてもう一つ、最近、学校の現場が非常に先生方が大変だと、検温や消毒、手洗いの指導、もうやることが多くて本当に大変だと、教員がもう足りないという、そういうことが全国で声が出されているんですけれども、本町ではそういうことは、対応も大変だとは思うんですけれども、今までよく頑張ってこられたなと非常に私は思っているんですけれども、その辺のこの対応といいますか、困っていること等あるのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいんですけれども。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

お答えいたします。

感染が拡大した当初は、各学校で消毒液の備蓄が少ないということがありました。それで、その際に備蓄の多い学校から借りて、学校のほうで対応をしていただいた経緯がございます。

あと、いろんな団体からのマスクの寄附等もありまして、子供たちも感染拡大には十分注意しながら、先生方の指導を受けながら学校生活を送っているところです。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

私は学校は素人なんですけれども、先生が足りないとか、人手が足りないとかそういうことは今のところないんですか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

お答えいたします。

まず、先生方のほかに学校の支援員の方々もおられますので、そういう方々が随時補助として先生方をバックアップしております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

分かりました。ぜひともこれからも安全な学校で、本当に安心して勉強できる体制で頑張っていただければと思います。

これから今後のことなんですけれども、町長がおっしゃるとおり本当に今後の感染拡大に、第2波、第3波に備えるということ、基本的にこの町の広報でも6月号ですか、ここに基本的に新しい生活の様式、これは県のほうのパンフレットなのかな、知事から町民の皆様へのメッセージ。ここに基本的な事柄が示されているとおり、これをできるだけ守っていくということになろうかとは思うんですけれども、ただ、なかなか人との間隔はできるだけ2メートル、最低1メートル避けるとか、なかなかそうはならないというか、難しいところもあるなと思っているんですけれども。いずれ基本的な手洗いや、あるいはこの県外との不要不急の移動、あるいは密集、密接は避ける、あるいはマスクの着用、石けんでの手洗いという、こうした基本的なことをきちんと守っていくよりまずほかはないのかなとは思っておりますので、これからも協力していただけるよう、取り組んでいただければと思っております。これについては、これで終わります。

次に、傷病手当金について。今回のことは国のほうでもコロナウイルスで、町長がおっしゃるとおり緊急かつ特例的なことだということのようですけれども、国保加入者というのは私壇上でも言ったように、いわゆるいつも

農家とか自営業者も結構この国保加入が多いので、この制度そのものがそもそも給与所得の何分の1、そういう制度なのでそれを自営業者に当てはめるというのはかなり難しい面もあると思うんですけれども、ただ、自治体がそれなりの裁量でできないことはないという国の答弁もありますので、これは三種町だけではなくてもちろん国、あるいは県全体、全国そういったことができるこの下地ができれば、三種町もやりやすいんでしょうけれども、何もないところでやれと言っても無理なのかもしれませんけれども、その辺は町長はどういうふうに、まさに特例的な部分であとは何もしないというか、検討の余地はないということなのかどうかちょっと伺いたいんですけれども。

議 長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 私のほうからお答えいたします。

それこそ事業所に雇用されている被保険者の場合、事業主から直近3か月の給与の支払額を証明していただくことにより、傷病手当金を積算することができますが、農業や自営業者などの場合、休業による収入減や生活費との関連が判別しづらいことから、休業日数を自己申告することになり勤務の有無が判別しづらいことになります。そのことから、農業や自営業者を対象にすることは大変難しいことがあると考えております。よって、国の示す基準に沿った制度運用をしていきたいというふうに考えております。

また、任意給付として市町村独自の給付をすることは可能でありますけれども、その場合、国からの財政的な支援はなく保険者である町が負担することになりますことから、現在のところは考えてございません。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

町が全部持ち出すとなると、ちょっとこれは大変だと思いますけれども、いずれそうしたことも県や国のほうに要望できるものであれば要望していただきたいなと思います。

この条例案はそのときに聞けばいいことなんでしょうけれども、今回のこの条例改正の条例案で第10項に前項の規定により町がこの支給した金額については当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収するというふうになっておりますけれども、これはどういうことなのか、最終的に結局事業主から負担してもらうということなのでしょうか。その辺伺いたいんですけれども。

議 長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 事業主から直近3か月の支払額を証明していただくということになっておりますので、事業主から負担してもらうんではなくて証明をもって自己申告

していただくことになります。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

分かりました。

最後に、18歳未満の均等割額、それは当然町長がおっしゃるとおり、これをなくすと誰かが同じ必要額を負担しなければならない、それは当然のことなんですよね。そこで、じゃあ町内全体のこの18歳未満の均等割額の合計額というのは一体幾らぐらいなのか教えていただきたいんですけれども。

議 長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 お答えいたします。

令和元年度の試算でございますけれども、18歳未満の、いわゆる高校生まででありますと医療分、後期分合わせて合計で約700万円というふうになります。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

分かりました。じゃあこの700万円を国保加入者あるいは世帯とかで割ればどのぐらいになるのか。結局、必要額を誰かが負担しなければならなくなるということなので、この18歳未満をなくすとしたら700万円必要になるということだと思います。じゃあそれを他の、全体の国保世帯あるいは加入者で負担するとなるとどのぐらいになるのか。ちょっと計算して教えていただきたいんですけれども。

議 長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 それこそ均等割の減免でございますので、その国保税の課税の仕組みとして均等割はいわゆる応益割の部分に入っていきますので、その部分をまず私のほうで試算したのは、世帯で割った試算でございますが、世帯が2,506世帯でございます。それをまず約700万円で割りますと、まず世帯で2,800円の増額というふうになる計算となっております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

2,800円多く負担しなければならないことになるんですけれども、 2,800何万円もということであるとなんですけれども、2,800円だ とできないこともないのかなとは思うんですけれども。いずれ、町長が答弁 したとおりいろんなことを国のほうにも要望しているということでしたよね。いずれこうしたことは、やはり18歳、私はね、18歳未満のこの収入のない人も1人頭幾らで税金を取るという制度、考え方が大体私は間違っていると思うんですよね。我々大人であれば、これ納税の権利じゃなくて義務ですから当然払うのは納税の義務として当たり前のことなんですけれども、要は18歳未満の子供も1人幾らというふうに課税するというのは、いわば収入のない子の18歳未満の人も税を払う形になるわけですよ、考え方とすれば。ですから私は基本的にこれはなくすべきだと思うんですけれども、町長はその辺どういうふうに考えているんでしょうかね。

議 長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 私のほうからお答えいたします。

それこそ町長が答弁で申し上げましたとおり、国保制度の制度そのものの問題でございますので、町としましても町村会を通じて全国町村会で、この子供の均等割減免に対する創設という部分を要望しておりますので、その町村会とともに要望してまいりたいと考えております。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

そういうふうな要望をしているということでありますので、引き続きそう した要望して、そうした改善等に努めていただければと思います。

終わります。

議 長 (金子芳継)

大澤議員、先ほど質問に答弁が保留されております。教育次長より答弁申 し上げます。教育次長。

教育次長 (後藤誠)

それでは、先ほどの大澤議員のご質問について保留されておりましたので、お答えを申し上げたいと思います。

給食費の要保護児童生徒に関しましては、三種町は全額支援をしております。仮に準要保護児童生徒に該当させるとすると、仮にその負担については 町単という形になろうかと思います。(「分かりました」の声あり)

議 長 (金子芳継)

10番、大澤和雄議員の一般質問を終わります。

次に、3番、伊藤千作議員の発言を許します。3番。

3番 (伊藤千作)

それでは、一般質問を行います。

第1として、イージス・アショアの配備計画そのものを撤回せよ。

県内、国内のどこにもイージス・アショアは要らない。購入費用はコロナ対策に回すことについてであります。

陸上配備型迎撃ミサイルシステムイージス・アショアを巡り複数の政府関係者が秋田市の陸上自衛隊新屋演習場への配備を断念したことを明らかにしました。一方、河野防衛大臣は同演習場への配備断念とのメディア報道はフェイクニュースだとして否定に躍起でありました。同時に、秋田県内への配備を断念したわけではないことも明らかになりました。当初5月末までに適地再調査をするとしておりましたが、7月10日まで再三延期となりました。重大なのは、安倍政権がイージス・アショアの配備計画そのものを諦めようとしていないことであります。しかし、新型コロナウイルスによる危機のもと、超高額兵器であるイージス・アショアの導入が不要不急の代物であることは、いよいよ鮮明となっております。

イージス・アショアは弾道ミサイルを迎撃ミサイルで撃ち落とす英国製ミサイル防衛システムの一つで、従来のイージス艦ではなく、陸上に配備されます。トランプアメリカ政権の強い圧力の下、安倍政権が導入を決め、秋田市の新屋演習場と山口県萩市の2か所に配備する計画であります。

防衛省は、新屋演習場を配備候補地として適地とする報告書をまとめる際、現地調査をしないでインターネットの地図ソフトグーグルアースを使った上、縮尺を間違えるというずさん極まりないミスを犯しました。しかも、そのミスを謝罪する住民説明会で同省職員が居眠りをするという失態まで演じました。同演習場は住宅地に近接し、住民らが強く反対しており、佐竹県知事や自民党県連も見直しを求めていました。配備断念はあまりにも当然と言わなければなりません。

防衛省は新屋演習場に代わる新たな候補地の選定作業を県内を軸に進めて おります。イージス・アショア2基で日本全域をカバーするには、東日本で 秋田県、西日本で山口県にそれぞれ1基ずつ配備する必要があるとしており ます。東日本の適地がなぜ秋田県なのかについて、これまで明確な説明はな されておりません。しかし、イージス・アショア導入の口実となった北朝鮮 の弾道ミサイルは、ハワイに向かう際は秋田上空を通過し、グアムに向かう 際は山口上空を通過することが判明しております。アメリカシンクタンク戦 略国際問題研究所の論文「太平洋の盾・巨大なイージス艦としての日本」は 日本のイージス・アショアをハワイやグアムの防衛のためだとあけすけに述 べております。狙いは明らかであります。イージス・アショアはアメリカ政 府の見積もり次第で価格が決まる対外有償軍事援助などで調達され、日本配 備に係る総経費は1兆円を超える可能性もあると指摘されております。日本 防衛のためではなく、アメリカのミサイル防衛システムの強化のために、日 本が巨額の財政負担を強いられるものにほかなりません。そもそも、地上イ ージスは本当に必要なのか。有事の際の攻撃やテロの対象となって、周辺地 域に危険が及ぶことはないのか。県民は地上イージスに対して様々な疑問や 不安を感じております。

政府がイージス・アショアの新たな候補地選びを県内のほかの国有地を軸 に進めれば、再調査時点で自衛隊施設を抱える6市町村のどこかが次の候補 地となる公算が大きくなります。この中に三種町自衛隊射撃場も入っているとされております。

田川町長はこれまでも議会での大澤町議の質問への答弁やマスコミの取材に対して、有事の際に攻撃対象となるおそれやレーダー波の健康への影響の有無などを挙げ、地域住民の不安が残るままでの配備は認められないと語っております。現在もそういう考えでいるのかどうか。配備は認められないとの考えを今後も断固貫いてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

安倍政権はイージス・アショアの配備計画自体を撤回すべきであります。 イージスは県内のどこにも、国内のどこにも要らない。導入費用、その財源 はコロナ禍に苦しむ国民への医療体制強化などのために使うことが求められ ております。

次に、学校の普通教室へのエアコン設置することについてであります。 初めに後藤議員が質問をいたしまして、ある一定の方向づけがされている ようでありますけれども、質問通告を出している関係上、取り上げます。

新型コロナウイルス感染防止対策に伴い、臨時休校になった小中学校の授業時間を取り戻すため、夏休み期間を短縮して授業を行うため、各校では、図書室やパソコン室にエアコンが設置されているが普通教室にはないため、暑さを考慮してエアコンのある町内の公民館や体育館の会議室といった公共施設を活用して授業を行うとしております。

学校から離れた公共施設で授業を行う場合、児童生徒は登校してから町有バスが学校と施設間を送迎するとしております。県では、夏休みを短縮して授業日を設ける県立高校への冷房装置費を計上し、受験や就職を控える3年生が学習に集中できる環境を整えることが狙いで、7月下旬から稼働させるとしております。当町も教室へのエアコン設置を考えていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

2018年の国保、国の補正予算の中に公立小中学校などのエアコン設置 等へ臨時特例交付金の有利な交付金でのエアコン設置をしたらどうかとの私 の質問に対して、町の負担は総額で約1億2,000万円になり、大きな財 政負担となるので交付金の申請はしなかったとのことでありました。小中学 校の統廃合を控えているから今設置したら無駄になるなどの声も聞こえてき そうですが、快適で安心できる環境の中、少しでも楽しく学校生活を送らせ ることを考えてあげたらいかがでしょうか。

以上で、壇上での質問とします。

議 長 (金子芳継)

3番、伊藤千作議員の壇上での質問が終わりました。 当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、3番、伊藤千作議員のご質問にお答えいたします。

初めに、イージス・アショア配備計画に関するご質問についてお答えいた しますが、学校、普通教室へのエアコン設置に関するご質問につきまして は、後ほど教育長のほうからご答弁を申し上げます。

イージス・アショア配備の防衛省による再調査については、議員がおっしゃるとおり、新型コロナウイルスの影響により委託業者の業務が滞り、7月10日まで延期となったようでございます。

これまでの議会でも大澤議員、そして安藤議員のご質問で申し上げたとおり、有事の際にテロやミサイル攻撃の標的になるおそれや、レーダー波の人体への影響の有無など、地域住民の不安が解消されないままでの配備には、大変問題があると認識しており、現在もその考えに変わりはございません。

また、新たな候補地として、当町の射撃場が入っているとのことですが、 そのような話はこれまで申し上げているとおり聞いておりません。国民や国 土を守る国防については、政府にとって大きな責務と考えておりますので、 今後も国や県、県内市町村の動向も見守りながら町民の生命、安全が脅かさ れることのないよう、必要な対応を取ってまいりたいと考えております。

私からは、以上です。

議 長 (金子芳継)

教育長。

教 育 長 (鎌田義人)

続きまして、私から、学校、普通教室へのエアコン設置について、お答え します。

なお、8番、後藤議員への答弁と重複いたしますがご了承をお願いいたします。

伊藤議員からは、以前もエアコン設置に関するご質問をいただいており、 最近の夏の暑さを考えますと、エアコンの設置は児童生徒の学習環境向上の ためにも、重要な課題と認識しております。

普通教室全てへの設置に関しては、経費が膨大となることから、国の補助 事業を活用して設置したいと考えております。しかしながら、議員ご承知の とおり、現在、学校再編の策定に取り組んでいる最中であり、今年度中に取 りまとめる予定の再編計画に沿い、計画的に設置してまいりたいと考えてお ります。

学校再編方針への理解が得られ次第、早ければ、令和3年度学校施設環境 改善交付金事業に計画書を提出したいと考えておりますので、ご理解のほど よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

3番、伊藤千作議員の再質問を許します。3番。

3番 (伊藤千作)

イージスですけれども、(「マイクをお願いします」の声あり)つい最近、朝日新聞の記者の解説という項目を私偶然に見たんですけれども、この記者がここに、記者解説というところに書いているのは、私と同じ考えだな

というふうなことで、ちょっと紹介します。「新屋断念を機に、イージス配 備白紙に戻して」という朝日新聞の記者の目での解説ですけれども、この方 はいろいろ言っているんですけれども、そしてこの記事の中に防衛省は昨年 10月から再調査を進めており、今月末、今月末というのはこれは5月とい うことです、「今月末に結果のデータが出そろう予定だ、政府は新屋以外の 秋田県内への配備を目指すが地元の不信で立ち往生している今こそ好機だ。 山口県を含めて配備計画を白紙に戻し再検討してはどうか」というまず、こ とを言って、そしてこの中で「政府が新屋配備を断念したと報じられると、 そのものを断念する可能性もある」と、これは自民党の長島昭久衆議院議員 がこう言ったという報道がもうここに付け加えております。そして、私これ そうだろうなと思ったのは、「対北朝鮮の迎撃能力にはもう疑問符が今つい ている」というふうなことが言われております。政府はまず今までこの3段 構えでこれに対抗すると今まで説明してきたんですけれども、しかし、当時 から防衛省内には配備する頃には北朝鮮のミサイル技術がアショアを上回っ ている可能性があると、そういう見方が広がっていると。だから、この北朝 鮮のミサイル技術が年々向上してきて、もうこの地上イージスが早くて25 年度に配備する頃にはもう太刀打ちできないと、北朝鮮のミサイルに。そう いうところに今いるんだということなので、もうイージス・アショアはもう 配備をやめたほうがいいというふうなことをこの記者さんは言っているんで す。ですから、政府が新屋配備を断念したと報じられると、「新屋以外の秋 田県内の配備を目指すが地元の不信で立ち往生している今こそ好機だ」と、 「山口県を含めて配備計画を白紙に戻し再検討したらどうか」というふうな ことを朝日新聞の記者はこういうふうに言っているんです。まさに私と同じ 考えです。

そして、県内の候補地になっている秋田の魁新聞等が今までずっと報道してきているんだけれども、候補地になっている首長の皆さん口をそろえてもう反対だというふうなことは言っております。

そして、この中であれですよね、これもまた朝日新聞なんだけれども、朝日新聞この間特集しておりました。5月30日と2日間にわたって、29、30にこのイージス・アショアの秋田県内の配備について特集をしております。この中で、1つは配備場所について今防衛省はどういうふうなことを考えているかというと、条件ですな、条件の①としては日本海側にまず1つはあること。これが1つ。2つ目としては、1平方キロメートル以上の平らな敷地があること。そして3つ目としては、敵ミサイルの探知や追尾をするレーダーを遮る山がないこと。見上げる角度が10度以内というふうなことですね。などの条件を提示して、また、民有地の取得は時間がかかり早期整備に支障があるとして、再調査する2次地点は全て国有林や自衛隊施設といった国有地からリストアップしているというふうなことなどが条件として言われています。

今、確かに再調査の中に秋田県は10か所、東北山形で20か所でしょ

う。この中に三種町のそこは入っていないんです、射撃場は。候補地の中にはね。ところが、それは入ってはいないんだけれども、自衛隊のある国有地のある組織がもう一つ候補地として挙げられているんです。その中にだから三種町の射撃場が入る可能性があるとも言われているんです。ですから、三種町の自衛隊の射撃場が候補地となる可能性は全然ゼロというわけではないというふうに言えると思うんです。

町長、今の私が言った3点、日本海側にあること、1平方キロメートル以上の平らな敷地、敵ミサイルの探知追尾するレーダーを遮る山がないことなどのことを含めれば、あそこの自衛隊の射撃場はどういう感じになりますか。これに合致しますか、しませんか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

日本海側というのは当てはまるんだと思います。1キロ四方の平らな土地と言われると、あるかもしれないです、そんなにないような気もします。ちょっとスケールで測ったわけではないので、あれですけれども。あと、四方を山に囲まれてという話になると、やはりほとんど山に囲まれている状態ではあるのかなという認識であります。それ全てをクリアしているのかと言われると、多分ちょっと条件に合わないのではないかなと感じております。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

この朝日新聞の特集の中で、なぜかこれ三種町出てくるんだな。調査対象 外でも不安ということで、三種の射撃場。これが今記事の中に出てくるんで すよ。朝日の特集の中で。それで、「防衛省の再調査対象になっていない が、陸上自衛隊秋田射撃場を控える三種町では候補地に選ばれる可能性が議 会で議論になった」と、これは大澤さんとか前に質問している経緯があっ て、そのことを言っていると思うんです。それで、なぜこういうふうな対象 地でもないのにこれが話題になるのかと。記事の中でこういうことを言って いるんです、「議員から不安の声が上がる背景には、射撃場を地元の住民団 体が誘致し国が土地の取得に乗り出した射撃場ができた経緯があるためと見 られている」というのが記事で、朝日の特集の中で出されているんです。そ れで、あれですよね。これ秋田の魁新聞が以前報道してあった中で、金田勝 年衆議院議員と国会議員3人あるいは県会議員2人が河野防衛省に面会した というふうなことがありました。そのときに、候補地を選ぶ際、住宅地との 距離を考慮するよう求める要望書を手渡したという記事が載っています。そ のときに再調査で20地点全てが不適となった場合の対応について、金田さ んあたりが訪ねたんでしょうね、河野氏からは明確な回答はなかったと、こ ういうふうな記事になっているんですけれども、まず20地点を調べるとい

う話だというふうなこと。これが調べに行って20地点そのものが該当するところがないとなれば、また別の候補地と、こういうふうになっていく可能性はないわけではないということ。そうなった場合には、また三種町の射撃場が入る可能性があるのかないのか。どうですか、町長の感触としては。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

正直、あるのかないのかと言われると、正直分からないというのが正直な話でございます。ちょっと仮定の話にはなかなか答えづらいなという部分があるんですけれども、先ほど伊藤議員が申し上げましたとおり、火のないところに煙が立つような話になっていますので、本来何もそういう話はないと私は感じているんですけれども、確かにそういう不安があるということであれば、しっかりそういう情報をキャッチしなきゃいけないんじゃないかなとは思っていますけれども、現時点では何もそういう、いずれ国で決める話ですし、調査もまだ終わっていないということですので、今申し上げるべき話ではないかなと思っています。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

町長も先ほど答弁でも言われましたけれども、これまでも議会で大澤さんの質問への答弁とか、あるいはマスコミでこれらについて問われて談話を発表しておりましたけれども、いずれ住民の不安が残るままでの配備は認められないというふうな意味で語っております。ですから、今後も私非常に大事なのは首長がそういう姿勢を貫くということが非常に大事だと思うんです。途中からぐらぐらして腰砕けになるような、そういうことがないように町長は断固反対を貫くというふうなことをぜひやってもらいたいと思うんですけれども、それを改めて町長に答弁求めます。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

あまり仮の話にはちょっとなかなかお答えしづらいなということなんですけれども、先ほど言っているとおり、まず本当にイージス・アショアが必要なのかと、そういうところから入ってこなきゃいけないんだろうなと思います。そういうところで、やはり必要なければそれは要らないんではないかとそういう話になると思いますので、そのあたりはしっかりいろんな情報をしっかり精査した上で判断すべきものではないかなと思っております。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

ぜひそういう姿勢で断固反対を貫いてもらいたいということを改めて要望、要請して次に移ります。

エアコンですけれども、後藤議員の答弁にもありましたけれども、来年、 令和3年からというふうなことでやっていくようですけれども、これは今日 の魁に、魁の「声の十字路」って投票する欄があるじゃないですか。その中 に、冷房の早期設置できるようにというふうな投書が載ったんですよね。そ うしたら今日、秋田市の教育委員会総務課長が答弁ということで、今日それ に投稿しているんです。冷房早期設置できるように検討というふうなこと で、この間投書した方に答える形で載っておりました。ですから、この秋田 市も早期に冷房をつけるような体制で今、取り組んでいくようです。私、非 常に残念なのは、壇上でも言ったんですけれども、2018年度の補正予 算、非常に有利な国の補正予算が出たんですよ。そのときに私は、町でこれ を使ってエアコンをつけるべきだっていうことを口酸っぱくして言ったんだ けれども、そのときに町長、あるいは教育長、応えてくれませんでした。あ のときにちょっと全面的にやっておけば、非常によかったなと思うんですけ れども、それはもう今さら言ってもしようがないので、今後やはりできるだ け早くこの冷房を、やっぱりエアコンをつけて子供たちに快適な環境をつく ってやるということが行政としての、町長含めて我々の責任であると思うの で、なかなかあれなんですが、答弁にあったように再編のことが頭にあるの で皆さんちゅうちょして今まで来たと思うんですけれども、本当は再編は再 編、そのときに無駄になったときは無駄になったっていうふうなことを割り 切って本来だったら進めていかなければ、これ進まないんですよね。そこの ところをやっぱりちょっと検討し直して、まずできる限り早くこのエアコン 設置に向けて取り組んでいくというふうなこと、子供方を大事にして、町の 宝である子供方を大事にしてやっぱりきちんと対応していくというふうなこ とをぜひやってもらいたいと思います。

最後に、教育長と町長から再度答弁を求めて終わりたいと思います。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、順次補助事業を探しながら早めに設置を検討してまいります。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

それこそ学校再編計画も含めて、早急に方向を決めた上でしっかり教育委員会とも協力して、必要な対応を取っていきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いします。 (「終わります」の声あり)

議 長 (金子芳継)

3番、伊藤千作議員の一般質問を終わります。

次に、5番、児玉信長議員の発言を許します。5番、児玉信長議員。5 番。

5番 (児玉信長)

壇上で2点について、質問したいと思います。

新型コロナウイルス禍の影響、第2次経済対策急げ。

新型コロナウイルス禍により、三種町経済がどうなるのか。早めの第2次 補正がどうしても必要であると思います。

県の企画振興調査統計課が調査した市町村内総生産の平成29年度版ですが、28年度と比較して増加率はマイナス2.1%の359億9,200万円。これは製造業の落ち込みでマイナス要因となっています。

全県25市町村のうち、マイナスは4市町村で当町がこれに入っており、 その中でもマイナス率が一番大きいです。人口1人当たり市町村内総生産額 と、1人当たりの市町村所得でも県平均100としたら79.3%であり、 80%台に届かないのが4町村で、これにも三種町が入っています。

町では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援策として本部を設置し、他市町村に類のない独自色を出し、支援金、経営安定資金(危機対策枠)、利子補給7年間無利息、助成金、プレミア率20%の商品券、学生保護者支援給付金のかさ上げなどを行い、国からの特別定額給付金、子育て世帯支援金などを含めると18億5,000万円ほどになります。

特別定額給付金の申請不備が多発しているという報道があり、当町は受給者にどう対応しましたか。

6月9日火曜日ですので、火曜日が支給日となっておりますので、現在、何世帯の受付、何人に支給され、支給率と辞退の方はいますか。

また、三種町社会福祉協議会が相談窓口である緊急小口資金、総合支援金、県山本福祉事務所が窓口となっている住居確保給付金の申込みの件数もお願いします。

第一次産業、農業の町と言われている当町は、米の価格が所得の大半を占めています。主食米の需要の停滞、人口減少率の要因により毎年10万トン程度減少しています。新型コロナウイルスで東京オリンピック・パラリンピックの延期、外食産業の停滞、訪問外国人旅行者の猶予、中食・内食・巣籠もりなどを考慮しても消費は底冷えであり、昨年の米価を維持できるかは難しいと思います。

それに伴い、野菜類も同様であると思います。日本一を誇るじゅんさいも生産者が低温による収量減と単価が安い二重苦に見舞われており、加工業者は販売先の首都圏の飲食店が休業するなど、売上げが大きく落ち込んでいる現状を、先般、町に緊急支援を求める要望書が提出されました。ちなみに平成30年度市町村別農業産出額で当町は米で39億4,000万円、野菜は21億7,000万円でした。この産出額を上回るとは思われません。

第二次産業の製造業は、国内経済も徐々に回復傾向ですが、業績・業種により労働者を在籍のまま一時帰休しているところもあり、明るい材料はまだまだ不透明であると思います。建設業は、資材供給が十分だとすれば、今のところ安定しているのではないでしょうか。

第三次産業の卸小売業では、県外、町外資本のスーパー、ドラッグストア、農業資材各店舗は好調を維持しているようですが、コンビニエンスストアを除いた地元小売業はいまいち元気があるとは言えません。その他の分類に入っている宿泊業、飲食業は県の時間短縮、休業要請に応じ協力金、先ほど述べました町独自の支援金、国の持続化給付金、雇用整備助成金が支給されても減収で維持経費は黙ってもかかります。そして、再開しても客足が戻ってくるには相当の時間が必要であると思います。地元消費拡大を図るために三種町プレミアム付商品券、プレミアム率を20%、起爆剤にはなりますが、回復するとは思えません。利用期間をお教えください。

毎月の出納計算書を見ますと、4月分財政調整基金38億1,800万円ほどの積立金を取り崩し、普通預金口座に約13億1,800万円ほど振り替えており、いつでも利用できる範囲内としています。これは、特別定額給付金の支払いのためですか。それとも第2次経済対策の使途のためですか。私なりに第2次経済対策の案としては、町の一般会計予算規模から想定しますと、普通建設事業費で投資的経費は約8%から10%を見込み、8億から10億が妥当な範囲内ではないかと思います。今年度は6億800万円、町広報5月号に建設工事の発注見通しで35件中、第1四半期19件、大半既に発注していると思います。残り16件は、第2期四半期ですが、設計の関係もあると思いますが、お盆前に大方発注できるようにしたらどうでしょうか。

また、第3期、第4四半期の件数と金額をおおよそでよいのでお知らせく ださい。

毎年、各自治会長会議で集落からの要望があり、年次計画をつくり今年度も町道等整備で8,000万円計上しています。来年度の計画を前倒しをして今年度に実施してはいかがですか。12月議会に一般質問した羽根川ダムにライブカメラ設置に対して、町長は新たに光ケーブルの引き込み等多額な経費が必要になることから現状では考えていないという答弁でした。ダムの下流には117世帯277名が日常生活しています。かんがいダムの標準的耐用年数が80年。53年経過しておりますが、安心安全を考え再度お願いいたします。

もう一点は、各世帯へ2万円の宿泊券、飲食券の発行。利用期限を9月30日までの短期間とします。経済を下支えする狙いとしては、効果があると思います。これには財源は財政調整基金を利用します。町長は、第2次追加策として今後は支援金として支援金というより、経済対策が重要になってくる、まずは今回の支援策を出し、状況を見ながら考えたいと5月の第1回臨時議会で答弁されました。町内の中小企業、小規模事業者の雇用と生活を守

るために総力を挙げなければなりません。第2次がどういう経済対策のお考えですか。暗闇から一日も早く明るい日差しが照りつけるような経済状況になることを期待し、早めにお願いします。

町営住宅建築にD級入札参加できないか。そして、住宅関係について。

三種町町営住宅長寿命化計画は、平成26年3月に策定されました。古いもので昭和53年、54年建築した団地があり、築後30年を経ている住宅が全体の約3割64戸見られ、耐用年数を超えると維持管理がかかり増しをし、様々な問題や状況の変化が表れてきており、居住者の高齢化などを含めた総合的な観点から建て替えや用途廃止、居住者の住み替えなどを含めて検討する時期になり、地域活性化や居住につなげようとして計画が出来上がりました。

令和2年度までに鹿渡千刈田住宅20戸、森岳大町住宅は用途に余裕を持たせるために19戸の39戸整備計画であります。今年度当初予算説明では、千刈田2戸、大町も2戸予定しており、平成27年度着工してから千刈田住宅は今年を含めて14戸、大町住宅16戸となり、これが2年延期となって令和4年度が完成の予定です。残り千刈田、大町の年度別建築戸数をお教えください。

また、鹿渡東二本柳住宅開始年度57年、森岳木戸沢住宅も木造平屋で56年建築、萱刈沢住宅58年、59年建築、耐用年数が30年以上既に過ぎており、令和4年度終了してからこの3住宅地の建築計画を進めるのですか。

入札参加は等級別基準で、入札参加できるのは秋田県の格付等級B級を要する2社、格付等級C級を有するもの5社が参加資格があります。どちらも1,000万円以上3,000万円未満であります。B級は秋田県の格付等級を有しないもので、経営事項審査を受けた総合評定値が確認できるとあります。合併して数年前まではB、C級は1,500万円以上3,000万円未満。D級は1,500万円未満であり、それがD級は1,000万円未満、B、C級1,000万円以上に改正されました。

町営住宅の入札結果を見ても、低入札調査基準価格1,400万円台であり、改正しなければD級も参加できたことになります。千刈田、大町住宅4戸建築予定であり、1戸でもD級のみの入札はできないのでしょうか。

住宅関係についてですが、住宅敷地内には必要な物置などが設置されていますが、入居者が住宅を模様替えし、または増築している居住地などはありませんか。もしあるとしたらどのような対応をしますか。

町営住宅監理員及び町営住宅管理人はどのような行動をしますか。同僚議員が町営住宅が不足しているのではないかと質問があり、町長は町では223戸の住宅を管理しており、平成31年2月末現在では12戸、その後も16戸の空き状態であると答弁されました。今の状況をお教えください。

町営住宅使用料収入未済額は、平成30年度280万7,800円。前年度より約28万円増えています。新しく入居した千刈田、大町住宅では未納

はないかと思いますが、何回となく足を運んで徴収に歩いていると思いますが、全体の徴収と状況をお教えください。

壇上からは以上2点でございます。

議 長 (金子芳継)

5番、児玉信長議員の壇上での質問が終わりました。 当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、5番、児玉信長議員のご質問にお答えいたします。 初めに、特別定額給付金事業についてお答えいたします。

6月9日現在の町の支給状況につきましては、対象世帯数は6,876世帯、対象人数は1万6,051人であり、6,638世帯、1万5,667人に支給が完了しております。支給率は、世帯で96.54%、人数で97.61%となっております。なお、給付辞退者は2世帯2名でございました。

申請書類の不備に対する対応といたしましては、電話連絡による確認や電話連絡の取れない場合は郵送による提出を依頼しております。また、未申請者に対しましては、今後、個別案内の発送や広報みたねの掲載など周知徹底し、一人でも多くの方が受給されるよう努めてまいります。

次に、各種支援事業についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、国及び県では、感染拡大を防止するとともに、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに取り組むなどの観点により各種支援策が講じられております。

町では、国・県及びこれまで町で講じてきました支援策につきまして、町 民の皆様に広く周知し、ご活用いただけるよう、新型コロナウイルス感染症 に関する各種支援策ガイドブックを作成しております。

ガイドブックは、活用しやすいようにするため、住民向け、事業者向けなどの項目に整理しており、町のホームページへの掲載や、本庁・琴丘支所・山本支所及び商工会に配架し、周知に努めているところでございます。

次に、福祉関係の各種支援制度の相談件数についてでございますが、5月末現在、総合支援金の相談はございませんが、緊急小口資金の延べ相談件数は27件、相談実人数は6名であり、貸付決定件数は3件となっております。また、住宅確保給付金につきましては、相談が1件で、給付実績はございませんでした。

次に、プレミアム付商品券の利用期間につきましては、例年、8月1日から実施しておりますが、町内事業者の早期経済回復を図るため、今年度は7月15日から1月14日までの6か月間を予定し、商工会と協議を進めているところでございます。

次に、財政調整基金の普通預金口座への振替についてでございますが、例 年、3月下旬から4月上旬は、年度末の支払いが集中することから、現金預 金が不足する状況となっております。昨年度におきましては、3月5日に満 期を迎えた際、基金の一部について普通預金へ組替えし、支払準備資金として運用したものでございます。

なお、特別定額給付金の支払いにつきましては、5月22日に国から概算 払いされた事業費補助金で対応しておりますので、財政調整基金の繰替え運 用は実施せず、現在は、全額、令和3年3月までの定期預金としておりま す。

次に、第2次経済対策についてでございますが、町の建設工事発注見通しにおける第2四半期の事業につきましては、15件、事業費で1億9,060万円を予定しておりますが、第3、第4四半期については、現在、一定規模以上の事業の発注予定はございません。今後、第2四半期発注予定事業の実施設計や関係事務の進捗状況を精査し、早期発注に努めてまいります。

町の今後の経済対策につきましては、国の第2次補正予算による各種支援 策及び経済対策や県の対策の動向を見据え、議員ご提案の施策も視野に入れ ながら、新型コロナウイルスの感染状況や町内の経済状況を鑑み、迅速かつ 有効的な町独自の支援策に取り組み、新型コロナウイルス感染症による影響 を受けた方々への支援に努めてまいります。

続きまして、町営住宅建築関係のご質問についてお答えいたします。

平成27年度より千刈田住宅、大町住宅の建て替え事業に着手し、これまで千刈田住宅12戸、大町住宅14戸の建て替えを終えております。今年度は千刈田住宅、大町住宅それぞれ2戸、合計4戸を建て替える計画であり、令和3年度は千刈田住宅3戸、大町住宅2戸の建て替えを、令和4年度には千刈田住宅3戸、大町住宅1戸を建て替える計画となっており、令和4年度をもって両住宅の建て替え事業が完了することになります。

今後は、三種町町営住宅長寿命化計画に沿って、昭和56年、61年建築の木戸沢住宅9戸、昭和57年、58年建築の東二本柳住宅20戸の建て替えを予定しております。

次に、建築工事における業者指名の基準についてでございますが、平成26年度までは建築工事の規模、工種により偏った等級に属する業者のみが選定されてしまう弊害が発生したことから、関係団体の要望等を踏まえ、指名審査委員会で審議し、平成27年4月1日より現在の等級別発注基準額を適用しております。

業者の指名基準は、工事予定価格をもって等級別に格付された業者ごとに 指名しており、このため、一事業のみにおいて業者の指名基準を変更するこ とはできかねますので、その点については、ご理解をいただきたいと思いま す。

次に、町営住宅の敷地内増築や住宅の模様替えについてでございますが、 原状回復又は撤去が容易な場合など、町の承認を受けた場合はできることに なっておりますが、不承認の事案を発見した場合は、所定の手続を取ってい ただくこととなります。

また、町営住宅監理員でございますが、監理員は建設課の職員2名が担当

しており、定期的に各町営住宅を巡回し、団地内の環境状況、公園遊具の状況、暴風雨時には住宅の破損状況の確認に当たっており、町営住宅管理人については、現在、置いておりません。

次に町営住宅の空き家状況でございますが、5月末現在、18戸の空き家があり、広報みたね6月号で入居者の募集を行っております。

最後に、令和元年度の町営住宅家賃の収納状況でございますが、現段階での収入未済額の決算見込みは、297万4,000円程度となっておりますが、特定の地域に関する未納状況については、答弁を差し控えさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

5番、児玉信長議員の再質問を許します。5番。

5番 (児玉信長)

今回の全員協議会のときに新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援策ということでいただいて、それからいろんな同僚議員の人方が今回のコロナでもう質問していますけれども、三種町が非常になんて言うんですか、先駆けたやり方ではなかろうかなと私は思っているわけなんです。

1つは、特に大学生と専門学校の通う、それから県外、県内かかわらず10万円の助成ということは、これは井川町は県外の場合は10万円ですけれども、地元の場合は5万円と。それから藤里さんも私どものほうに右倣えしたわけなんですけれども、いち早くやはりこれだけのことを、支援策をしたということはすばらしいことだなと。

それから、もう一つは、全協のときも質問したんですけれども、三種町経営安定資金の危機枠の、要するに3年間は国と県が利子補給をするわけなんですけれども、残り7年間が全て町でそれを利子補給をしてくれると。これも25市町村の中では、ないわけなんですよね。だから、大変、事業をやっている方々は大変な状況であるけれども、これをせっかくの機会ということでかなりの金融機関の方々はお忙しいはずだと思います。2011年の3.11のときは、やはりこういう資金枠はあったんですけれども利息がやはり伴うということで、利子補給というのはなかったわけなんですけれども、太平洋側の人方は無利子であったけれども、こちらのほうはそういうことはなくて、枠はあったわけなんですけれども、三種町としては今回非常に頑張ってくれたというふうに思っております。

あと、いろんな方々が質問したわけですけれども、今回の全員協議会のときに頂いた資料と、それから6月補正の今回計上されているのありますね。これ議案説明書というのがあるんですけれども、これが足すと、先ほど18億約5,000万円の総額のわけなんですけれども、今回、こちらが6月補正計上事業ということで、これ頂いたわけなんですけれども、これは1億9,300万円ですか。これと、今回いろいろあるんですけれども、今回こ

の6月補正とこれとというような形でちょっと教えてもらいたいんですけれども、この違い、重複しているのあります。でも、独自にこの予算をつくったのは、この宿泊費助成金というのみなんですか。そこをひとつ、どちらの課長かな。お願いしたいと思います。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

お答えいたします。

6月補正で対策関連で補正予算計上した事業費につきましては、1億7, 400万円でなっております。子育て応援資金から検査機器、それから議員おっしゃいました宿泊費助成金、これが全協でなかった部分でございますので、2, 531万3, 000円。合わせて補正額は1億7, 460万円と認識しておりますが。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

これは今回、それは全協のほかに新たにこれが付け加えられたということで解釈していいんですね。はい、分かりました。

じゃあそこで、私、経済対策というようなことで、私、秋田県が考えて宿泊と飲食を考えておったんですけれども、私はもう2か月前からそういうことをすべきではないかなと考えた結果、どうしてもぶつかってしまったんですけれども、どうでしょうか町長。宿泊はこうしてやるわけですね。これは学校、各大学のいろんなスポーツ関係の宿泊ができなかったというようなことの代替という形にもなっているんではなかろうかと思うんですけれども、逆にもう一つ踏ん張ってあれですか、住民基本台帳掛ける2万円でどうですか。宿泊と飲食、町内で使用できるようなやり方でやってはどうなんでしょうか。私はこれ2か月前から考えておったんですけれどもね。どうも秋田県にもう先やられてしまったんですけれども、どういうお考えでしょうかと思いまして。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

確かに、議員がご提言いただいた各世帯2万円というのは大変効果があるんではないかなということは想像できます。ただ、現実、町の施策としてやる場合はやはりいろんな事務的なことから大変な負担がかかることが予想されます。まず今回は宿泊の部分で支援助成を行うということは決めさせていただきましたが、やはりさらに飲食に関係する部分もどのような形でやれればいいのか検討しなければいけないなと思っております。そういうところは、これからまたコロナウイルスかなり県内、ましてや町内ではかなり落ち

着きつつありますので、そういうところにもしっかり対応できるようなことをこれから決めていかなければ、検討していかなければいけないと考えております。当然、予算のかかる話でございますので、また議員の皆様からはご理解をいただかなければいけない部分が出てくると思いますが、いずれ今回の議会のほうで提案させていただいている対策のほかに、さらに必要であれば早急にまた対応してまいりたいと考えております。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

プレミアムは毎年8月1日から2月の末日というふうなことでずっとやっ てきておったわけなんですけれども、やはりこの宿泊の場合は分かるわけで すけれども、もう一つやはりパンチを打つようなやり方が私は必要ではなか ろうかと思うんですよね。だから、25市町村みんな新聞等に出ますけれど も、私もそれを切り抜いたりなんかしていますけれども、各市町村が独自な やっぱりやり方もあるわけですね。そういったところは、まねをするんじゃ なくて一番先にやはりやっていくべきではなかろうかなというふうに思いま す。だから、当時全協のときに、第2次の補正をしたいと。やはり第2次の 補正をしたいと思ったら、それなりにお盆前にもうそれなりのやはり行動を して、こういう方針で行くというような、私どもにも相談してもいいだろう し、そういうやり方が私は絶対必要ではなかろうかと思います。ということ は、同僚議員もお話ししたんですけれども、やはり第一次産業の農業は非常 にこれから厳しい時代になると思います。もう米価は期待されるような米価 にはならないというふうに私は感じていますけれども、それを補うためには どうしてもやはり町民に喜びと安心を与えるためには、三種町ではこういう ものをやっているんだよというふうなことの位置づけがやはりどうして必要 ではなかろうかなというふうに思いますので、どうかひとつ町長、十二分に 考えながら、歩きながら考えながら、そしてまた再度、振り向きながら考え ながらお願いしたいなと、かように思います。もう一度お願いします。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

ご提言ありがとうございます。そのあたりはしっかり、本当にスピード感を持ちながらやっていきたいと考えております。いずれにしても、飲食店も含めてですが、この1回目の支援策がどの程度効果があるのか、そこはまずしっかり見極めたいと思っていますし、やはりいろんな事業をするにしても、どのような制度が一番皆さんが効率よく効果が上がるのか、そういうのもしっかり見極めていきたいなと思っています。いずれ関係機関のほうともしっかり協議しながら慎重に、またかつ迅速にやっていきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

財政が、合併した頃ご存じだと思いますけれども、合併した頃は財政調整基金が約4,500万円しかなかったんですよ。それが、3年、4年になってやっと2億、3億になって積立てして、今38億1,800万円あるわけなんですけれども、そして監査委員さんのご意見の中でもやはりこう書かれていますよね。要は、良好な状況であると。三種町の財政は。三種町の財政は良好な状況であるとまで監査委員さんがやはり言っていますので、どうかひとつ、くどいですけれどもそういったことを再度またお願いします。

そして、やはりその第一次産業、第二次産業の中でも二次産業の建設業はまず今のところ資材もいろいろ供給されて、それなりの遅れというようなことはないと思います。だから、何をやはり景気づけるかというと、どうしてもやはり建設業関係を景気づけなきゃならないだろうなと私は思っているわけなんですよね。そうすると、投資的事業費が6億800万円しか今回はなかったわけ。前年度は山本文化会館のあれでありましたので。でも100億円の一般会計やったら、おおよそ8%から10%ぐらいが大体のこの投資的経費、建設業の投資的事業だと思うんですよね。だからその点はどうなんですか。町長はどういうふうにお考えですか。一般会計予算の100億円の、100億円の投資的事業はどのくらいを見込んで12月から新年度にかけて予算編成をするわけなんですか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

予算総額に占める割合というよりは、やはり各課のほうで必要な事業をしっかり精査した上で積み上げていくという方向だと思っております。その中で、優先順位をつけてやっていくということで、今回はこういう額になっているということでご理解をいただければありがたいなと思います。

これから先、やはり今は比較的財政状況よいかもしれませんが、この先を考えるとやはりそのあたりはしっかりシビアにしていかないといけないと、このように考えておりますので、必要な事業はしっかり進めていくことだけはしっかり約束しておきたいなと思います。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

それは当然のことですけれども、やはりそれだけの考えで引き締まった考えを持つと、前に全然進めませんので、それだけはある程度財布も少し広げるぐらいの気持ちを持たなければ、英断を持たなければどうしても何をやっているのかというふうなことの、やはりお話が出てくるんではなかろうかと思います。

先ほどの社会福祉協議会のほうの緊急小口資金等、それから総合支援資金、これ新聞等で魁新聞にも2日前ですか、3日前出たんですけれども、その前にもう東京新聞ではかなり書かれておったんですよね。だから東京、大都市のほうではもういち早く社会福祉協議会のほうに申込みをしているというふうなことで分かったわけで、私も三種町の社会福祉協議会の事務局のほうにお電話して、どうなんですかと、そうしたらやはり申請まだあれですけれどもどうなのかといろいろ相談は受けているというふうなことであったわけです。この中で生活費で単身の場合は10万円、あとは2人以上の場合は20万円と。保証人なしの融資をできるというふうなことでしたので、もしよかったら、これ先ほど6名で3件のあれだったんですけれども、金額的には幾らの金額でやったんですか。

議 長 (金子芳継)

福祉課長。

福祉課長 (加賀谷司)

3件の貸付金は1人、1世帯20万円でございます。残り3名は、申請書を持ち帰っておりますので、今後の申請になるかも分からないということでした。

以上です。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

分かりました。それから、総合支援資金のほうは1件があったけれども、 該当なしというふうなことだったんですけれども、これも3か月利用できる ということで20万円の60万円というふうなことで書いているんですけれ ども、これはやはり、その今言った緊急小口資金のほうで大丈夫だと、間に 合ったと、それでこの総合支援資金を利用しなくてもいいと。同一の方の人 がいるわけなんですか。それとも全然関係なかったんですか。

議 長 (金子芳継)

福祉課長。

福祉課長 (加賀谷司)

総合支援事業のほうは、相談もありませんでした。相談1件あったのは、 県の福祉事務所のほうの住宅確保給付金のほうでございます。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

分かりました。じゃあ、この住居確保給付金のほうが相談があったと。それで、ちょっと教えてもらいたいんですけれども、テレビで2回ほど、毎週金曜日の地方版で県内のニュースNHKでやるんですけれども、そのときにこの住居確保給付金が2回ほど出たんですけれども、助成が出て、頭が、制限が11万3,000円以上を超えると、この給付金の該当にならないと。

その女性は15万円ぐらい月、頂いておったんですけれども、該当にならないということで、秋田市役所の担当者が該当にならないというふうなお話されておったんですけれども、これ限度は幾らだったんですか。

議 長 (金子芳継)

福祉課長。

福祉課長 (加賀谷司)

福祉事務所のほうで担当していまして、町としては詳細は把握しておりません。 せん。すみませんです。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

後で聞いて教えてくださればと思います。

プレミアムがこういう状況で早くするということで、いつプレミアムは発行するんですかということで問い合わせが何人からも来たわけなんですけれども、これも制限があるんですか。1人10万円、何万円までというふうなのあるんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

18歳以上の方、1人10万円が限度額となります。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

分かりました。それから、ちょっと戻るんですけれども特別定額給付金のことなんですけれども、96.54%ですか、支給率。それで、あと残りなんですけれども、先ほど町長からですけれども、いろいろ郵送まだ来ていない、いろんなことだというようなことで、そういった連絡は当然やっていると思うんですけれども、どういうふうなんでしょうか。内容をちょっと教えてくださればと思います。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

現在、まだ申請されていない方が286名でございます。今後、未申請の方につきましては、電話及び通知等で申請の依頼を周知したいと思っております。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

忘れている方もいると思いますし、そういうところも十二分に、8月13

日まででしたよね、申請期限が。ということですので、どうかひとつその点もよろしくお願いしたいと、かように思います。

それで、あれなんですか、総務課長。住民基本台帳、いつも町の広報の裏側見れば必ず書いてあるんですけれども、人口等々、それから世帯数も書いているんですけれども。県の調査統計課で5月1日現在が、世帯数が5, 887戸なんですよ。それから、人口が1万5, 249人なんですよね。国から来る交付金の場合は、前にお話ししたとき4月の何日を基準にしてというんですけれども、ここでかなりの違いがあるわけなんですね。世帯数も。これはどっちをどうすればいいんですか。県の統計は、いわゆる5月1日が本当のあれだと思うんですよ。人口は1万5, 249人、5月1日現在。世帯数が5, 887戸なんですよ。それで今、お話しされているのが6, 875世帯ですか、6, 876世帯、町長が言われたのですね。こうすると、約1, 000ぐらい、1, 000っていうと1億円。10万円。だから、これはどうなるんですか、どっちがどう見ればいいんですか。

議 長 (金子芳継)

町民生活課長。

町民生活 (荒川浩幸)

課長 お答えいたします。

世帯数に関しましては、これ県の統計に報告している数であります。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

そうしますと、先ほど町長がお話しした6, 876世帯、人口が1万6, 501人。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

お答えいたします。

これが住基上に記録された世帯数と住民の人数でございます。それで、県の統計方法が特殊なデータ使っているはずなので、その詳細がちょっと私分からないので、町民生活課のほうでどういうデータを出してその数字が出ているか調べさせてもらいたいと思いますので、少々お待ちください。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

時間もあれですから、後で。みんななんかもう、あと疲れたという顔をしていますので。だから後で結構ですので、じゃあお願いします。

じゃあ、建物の町営住宅のほうに、またちょっと忘れたらまた戻りますけれども、その点ご了承願いたいと思います。

平成27年4月1日、等級別発注基準額というようなことで出ているわけ

なんですけれども、これはあれですか、あくまでやはりD級のクラスが15 社いるんですよ。15社いるんだけれども、この方々が町営住宅の入札に参加するということは大変な状況なんですか。

それともう一つ、この業者がもし2社、3社が一緒になって、3社なら3 社で何かを、町営住宅の仕事が1つでも取れないのかと。ということは、非 常に、ホームページから取ったんですけれども、1,400万円、最低基準 価格が1、477万円ってあるわけなんですけれどもね。消費税入れれば 1,500万円を超えるわけなんですけれども、この人方の場合どうして も、考えてみれば私前々から、ずっと前々から思っているんですけれども、 当初は坪単価もそんなに高くなくて約78万円から坪単価80万円近いんで すよ、町営住宅ね。だから、その20坪ぐらいの坪単価、20掛けると16 0万円。おおよそ1,400万円ぐらいの単価になっているんですけれど も、今1,000万円未満になりました。1,000万円未満になりました けれども、何とかこうできる方法ってないものかなと思いまして、別に今回 机の上に、机上にD級の人の要望書初めて見て、私その人方の支援するため にやっているんではないんですけれども、私は自分で考えながらやってい て、そうしたら偶然そういう人方と1、500万円未満まではお願いします という要望書が上がっておったわけなんですけれども。どうなんですか、副 町長。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えします。

今、児玉議員おっしゃったとおり、B級2件、それからC級5件で、D級 が15件という、ちょっと数多くなっておりますけれども、今の設計単価を 見ますと、単価といいますか設計額、1戸住宅当たり1,700万円程度で 設計されております。それで、このやはり業者の等級別発注基準というもの は、やはり今まで業者さんご苦労して県のA級、B級、C級取られているわ けですけれども、やはりD級は、まずいわゆる努力をもう少ししていただい て、できるだけC級に入れるように頑張っていただきたいというのが願いで ございます。C級からしてみれば、やはり県の基準をクリアしているという 自負もございますと思いますので、その辺はやはり頑張ってD級の方からは 頑張っていただきたいということで、あくまでもこの1,500万円という 基準が、確かに最低価格、制限価格でいきますと1,400万円台になるわ けですけれども、発注する際は1,500万円以上という基準で上げますの で、それは最低基準に入札後1、400万円に落ちたとしても、D級のほう は少なからず該当しないという、入札に入れないという状況になりますし、 先ほど3社、4社で組んでどうかということもおっしゃっていますけれど も、こうなれば J V に近いような感じになりますので、これは J V の額的に は当てはまらないということで、その辺もご理解をお願いいたしたいと思い ます。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

そうしますと、今要望書が出されている、前に1,500万円未満であったのが改正されて1,000万円未満になりましたけれども、もう一度1,500万円未満にするというお考えはあるんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

建築の業種だけにかかわらずこれをやってしまいますと、ほかの舗装業者等、解体業者等ある程度すごく業種ごとに影響してくる要素が非常に多くございますので、これを簡単に1,500万円まで上げるということにつきましては、今のところは考えておりません。まして年度途中での変更は業者の方にも不利益が被りますので、それは避けたいと思っております。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

あくまで県の認可を、そのA、B、C、得た場合にはそれは当然当てはまるというような形で考えていいわけですよね。(「はい」の声あり)分かりました。

それで、町営住宅のこの私も例規集を見てあれなんですけれども、監督、管理、監理員、それからもう一人管理人を置くということで、管理人は置いていないという。当然置かなければならない、町長が町職員のうちから5人以内の範囲において任命するとあるんですけれども、2名ですか。これは建設課の方ですか。

議 長 (金子芳継)

建設課長。

建設課長 (進藤敦)

お答えいたします。

建設課の職員が2名担当してございます。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

その中で、先ほど町長が言ったんで、敷地の第55条、敷地の目的外使用ってありますよね。要するに、町長が認めた場合というのがありますけれども、現に町営住宅で今いろいろとありますけれども、物置は物置としてちゃんとセットされています。そのほかに建て増しをしたり、何かをしたりというそういうようなことは全部認可をされているんですか。

議 長 (金子芳継)

建設課長。

建設課長 (進藤敦)

お答えいたします。

住宅本体に穴を開けたりして増築している住宅は確認できてございません。同じ敷地内に屋根をかけたり、車庫として使用している住宅は数件確認できてございます

以上です。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

そういった場合には、それはそのままの状況でいいわけなんですか。

議 長 (金子芳継)

建設課長。

建設課長 (進藤敦)

お答えいたします。

今、私が申し上げた住宅に関しては、合併前からそのような形を維持して ございまして、住宅本体に傷をつけていないということで、まず大目に見て ございます。例えば、エアコンの新たに新設するために壁に穴を開ける、光 ケーブルを通すために壁に穴を開けるという申請があれば、その都度併用届 の申請書を出していただいて、町長の許可を出して、それから施工してもら っております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

住宅があって、今、建て増しを光ケーブルでないのもあるんですけれども、それは全部が今、現に建たっているところもあるわけなんですけれども、それはやはり認めているわけなんですか。建物のほかにもう一つ、建物に並行して何かを建てていると、コンパネでいろんなものがあるというのが周辺の住民の人からいろいろ聞かれるわけなんですよ。あれていいのかと。

議 長 (金子芳継)

建設課長。

建設課長 (進藤敦)

お答えいたします。

まず、住宅本体に傷をつけないという条件でまず大目に、黙認しているような状況でございます。

以上です。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

じゃあ、黙認しておけばそのままの状況でいいわけですね。私も言われた 人にやっぱりお答えしなきゃなりませんので、建設課長がこういうふうなこ とをお話ししていますよということを私は素直に、私素直な人ですから、素 直にお話ししますけれども。

議 長 (金子芳継)

建設課長。

建設課長 (進藤敦)

お答えいたします。

まず、先ほど申し上げましたとおり、住宅本体に傷をつけないことを条件として屋根をかける等、その程度のことはまず黙認しております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

ちゃんとしっかり再度確認してくださればと、かように思いますのでよろ しくお願いしたいと思います。

徴収のほうなんですけれども、先ほど280万円の話をしたら町長のほうから297万円というふうに、また少し増えていますけれども、この点はどうなんでしょうか。徴収で大変だと思いますけれども。

議 長 (金子芳継)

建設課長。

建設課長 (進藤敦)

お答えいたします。

まず、速報値でございますけれども、令和元年度分、現年度分が52万3, 900円の未済額がございまして、滞繰分として収入あったのが36万7, 700円。おおよそ昨年度より17万円ほど未納が増えまして、297万4, 000円となっております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

いろいろプライバシーのことがあるみたいなんですけれども、先ほど壇上で言ったんですけれども、新しく建った2つの住宅のほうでは滞納というのはないんでしょうか。これは答弁されないんであれば答弁しなくても結構ですけれども、どうなんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

建設課長。

建設課長(進藤 敦)

まず、限定されることでございますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

分かりました。

またちょっと話戻って、最後にしたいなと思いますけれども、町長、私12月議会に質問しました羽根川ダムのライブカメラなんですけれども、どうですか、できなければ何回も質問したら必ずできるというような話もありますので、ひとつ十二分に考えてもらえればというふうに思いますし、また、もしこの何年かの計画でそういう計画もやはり必要だというふうなこともつつは念頭に入れてもらって、二、三年後にはそういうことをやっていきたいというふうな力強いご答弁があれば非常にありがたいと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

確かに、羽根川ダム下流に住んでいる方々にとっては大変脅威だと思います。それで、それこそ議員にもいろいろ相談していかなければいけないことではあるんですけれども、やはりライブカメラというかそういうオンラインでつなぐというのはなかなか経費もかかることでございます。そのほかにまだできる方向が、ライブカメラでなくてもいいものがある可能性がありますので、実際そういう水位計だとかそういう部分でもまだまだ検討する方策あるんでないかと考えておりますので、なるべく経費のかからない方向で安全な道があるようであれば検討もしていきたいと思っていますので、それはまた後ほどいろいろ町でも研究しますし、議員からも提案をいただければ協議してまいりたいと、このように考えております。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

力強いご答弁をいただきましたので、任期中に1つでも前に進んでもらえ ればと、かように思います。

以上、終わります。

議 長 (金子芳継)

5番、児玉信長議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時33分 散 会